

会議録

会議の名称		令和8年度第1回つくば市障害者計画策定懇談会			
開催日時		令和8年6月29日（月）午前10時00分開会・午前11時30分閉会			
開催場所		つくば市役所2階 防災会議室2・3			
事務局（担当課）		福祉部障害福祉課			
出席者	委員	森地 徹 磯田 恭子 浅井 知枝 末森 明夫 根本 典子 細島 映利奈 細田 忠博 篠崎 純一 武田 真浩 後藤 真紀 奈良部 和子 菊地 奈美子 菅野 慎也 津梅 光子 飯島 弥生			
	事務局	福祉部 部長 根本 祥代 次長 日下 永一 障害福祉課 課長 岡田 治美 課長補佐 中村 央子 統括医療技士 倉持 博子 係長 海老原 恵梨子 係長 松島 恵理 係長 松本 和香 主任 近藤 秀将 主任 角野 実沙子 障害者地域支援室 室長 飯田 強			
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開		傍聴者数	2 人
非公開の場合はその理由					
議題		第2期つくば市障害者プランの骨子案について			
会議録署名人				確定年月日	
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 議題 4 その他 5 閉会				
議 事 の 経 過					
○事務局 定刻には少し早いですが、皆様お揃いになりましたので始めさせていただければと思います。これより、令和8年度第1回つくば市障害者計画策定懇談会を始めます。まず初めに、福祉部部長の根本より御挨拶を申し上げます。 ○福祉部長 部長の根本でございます。本日は大変お忙しいところ、令和8年度第1回つくば市障害者計画作成懇談会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。昨年度は二度の懇談会において、アンケート・ヒアリング調査やつくば市障害者プラン改定版の進捗評価について、					

委員の皆様それぞれの立場から貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。
今年度は第２期つくば市障害者プランを策定し公表することになっております。本日の懇談会では、国からの指針に基づき作成しました骨子案について、皆様から御意見をいただきたく存じます。その後は素案の作成、パブリックコメントの実施、計画の最終案作成という流れで進めていきます。素案の作成時と最終案作成時にも、それぞれ懇談会を開催する予定となっておりますので、引き続き御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。
最後になりますが本懇談会は多様な視点から多くの御意見をいただき、より実効性のある計画とすることを目的の一つとしておりますので、委員の皆様には忌憚のない御意見をいただきたいと存じます。
簡単ではございますが私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。続きまして、森地座長より御挨拶をお願いいたします。

○座長

皆様おはようございます。本日第２期つくば市障害者プランの骨子案ということで、冊子に書いております。すでに皆様におかれましてはお目通しいただいてるかと思存しますが、内容に関しまして、期間や構成であるとか、あとはそこに示されてる内容につきましてはもし何か御意見があれば、忌憚のない御意見をいただければと思存しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

座長ありがとうございました。まず事務局からの御連絡です。本日机上配付させていただきました「追加資料 事務局名簿」を御覧ください。令和７年度第１回つくば市障害者計画策定懇談会で配付させていただいた事務局名簿に変更が生じたため、改めて御紹介させていただきます。

福祉部長の根本です。

福祉部次長の日下です。

障害福祉課長の岡田です。

障害福祉課課長補佐の中村です。

統括医療技士の倉持です。

福祉サービス係長の松島です。

総合支援係長の海老原です。

福祉連携係長の松本です。

福祉サービス係主任の近藤です。

障害者地域支援室長の飯田です。

私、福祉サービス係主任の角野です。

よろしくお願いいたします。

続いて会議の公開に関する御連絡です。

つくば市障害者計画策定懇談会につきましては、市政運営の透明性の向上を図ることを目的とする「つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例」により、この会議を公開することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは議題に移ります。

ここからは座長に進行をお願いしたいと思います。

森地座長、よろしくお願いいたします。

○座長

それではここから着座にて失礼させていただきます。

それでは、議題の1、つくば市障害者プラン骨子案について事務局より説明をお願いします。

○事務局

はい。

本日の資料は、第2期つくば市障害者プラン骨子案と、本日机上配付させていただきました追加資料「主な変更点」の2つとなります。追加資料については、すべての変更点を記載しているものではないため、適宜、現行のプランと見比べていただければと存じます。

資料に不足等がございましたら、随時事務局までお声掛けください。

それでは、議題のつくば市障害者プランの骨子案について説明させていただきます。

骨子案表紙の右下を御覧ください。現行のプランに引き続き、視覚障害を持つ方の読み取り機への対応のため、こちらに読み取りコードを入れさせていただいております。これはすべてのページに印字する予定となっております。

それでは2枚めくっていただきまして、目次を御覧ください。構成については現行のプランから一部変更をしております。例えば、各論1、第1章第1節の「計画の基本理念」については、現行のプランだと総論の第1章に入れていたものをこちらに移しています。また、現行のプランで総論の第2章に入れていたアンケート調査・ヒアリング調査の概要は、今回は総論第1章第5節の計画の策定体制の中へ入れています。また、進捗評価については、同じ章の第6節「計画の推進体制」の中に入れています。

3枚めくっていただきまして、2ページを御覧ください。すみませんページ番号が消えているかもしれないですが、(3)のSDGsの関係というところについては、現行のプランには掲載されておきませんが、つくば市未来構想で言及されているほか、本計画においても実際に関わりがあり、今後意識して取り組むべきであると判断したため、新たに記載しております。

続きまして5ページを御覧ください。アンケート及びヒアリングの調査結果については、つくば市のホームページに掲載をし、そのページのURLとQRコードを記載することで、関心のある方は、細かい内容まで確認できるようにいたします。

続きまして6ページを御覧ください。ここから9ページまで進捗評価の結果を掲載しています。

こちら先ほどのアンケート・ヒアリング調査と同じページに詳細を掲載するため、そのペ

ージの URL と QR コードをこちらに記載します。

続きまして 10 ページを御覧ください。ここから 19 ページまでは統計データを掲載しています。

人口世帯数については、毎年度 10 月 1 日時点の情報を掲載しているため、データが入り次第記載いたします。

2 の障害者手帳等所持者の推移を御覧ください。またお配りした追加資料「主な変更点」の 8 ページを御覧ください。追加資料の左のところを見ていただきますと、これが現行なのですが、現行だと、精神障害の中に自立支援医療受給者証の所持者数を入れていたんですけれども、精神障害者保健福祉手帳の所持者と結構重複していたので、あとこの自立支援医療に関しては、他のページで言及しているため、今回のグラフでは精神障害の中から自立支援医療手帳の所持者というのを外させていただいております。

続きまして骨子案の 21 ページを御覧ください。令和 9 年 4 月に児童発達支援センターを開設し、福祉支援センターで行っている児童発達支援事業がそちらに移行するため、各福祉支援センターについては、地域活動支援センター事業の利用定員のみを掲載しています。こちらの資料にあります福祉支援センター谷田部なのですが、この 1 日当たりの利用定員が今 15 名となっているんですけれども、こちら正しくは 30 名になります。お手数ですが、訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。そして児童発達支援センターについては、まだ名称が決定していないため、骨子案では御覧の通りの表記としております。

続いて 22 ページと 23 ページを御覧ください。また追加資料「主な変更点」の 10 ページを御覧ください。第 2 節の基本目標及び第 3 節の「計画の体系」については、現行プランから一部変更させていただいております。基本目標 1 の「権利擁護の推進」、「障害理解の促進」について、現行は基本目標 1 が「共生のまちづくりの推進」だったのですが、ここにある内容が障害理解の促進や重層的な支援体制の構築など、他の基本目標とも関わりが深いことから、こちらを解体して振り分けを行い、共生社会を形づくる上で根幹となる部分だと考える、「権利擁護の推進」、「障害理解の促進」を基本目標の 1 に持っていきました。

基本目標 2 の「安心・安全な暮らしの確保」について、現行プランの基本目標に「生活環境の整備促進」は主にハード面の整備について記載されているものの、これにより目指すところの多くは安心安全な暮らしの確保であると判断し、今回の骨子案では統合しております。なお、骨子案の 2-4 「防災体制の充実」については、現行のプランでは「防犯・防災体制の充実」となっています。市として防犯について取り組んでいないということは決していないものの、障害者等に特化した取り組みは行っていないこと、あと、アンケート調査やヒアリング調査では、防災に関する課題意識がかなり読み取れた一方で、防犯に関してはあまり読み取れなかったということで、防犯という文言を取り除いてほしいという要望が庁内でありました。こちらの計画は障害者に特化したもののみを掲載するものではないと考えているところですが、本日、委員の皆様にお集まりいただいていることですので、御意見をいただければと思います。

続きまして、骨子案の基本目標 3 については、ほぼ現行と同様ですが、現行のプランにある、6-2 「早期発見体制の充実」について、療育との繋がりが深いことから、その下の基本目標 4 「教育・療育の充実」に移しています。

基本目標 4 については、4-3「保護者やきょうだい児への支援」を追加して、障害児の家族・家庭に対する支援にも取り組んでいくことを強調しているほか、現行プランの 7-2「学校教育の充実」にある内容は、インクルーシブ教育の普及を図る上でも重要となる、誰もが適切な指導・支援を受けることができる環境づくりに資するものであることから、4-4「インクルーシブ教育の普及」としています。

基本目標 5「自立した地域生活のための支援の充実」については、現行プランの 1-2「地域づくり」と、5-2「保健・医療・福祉・教育の連携」を統合して地域での支援体制の整備としています。

基本目標 6 については、現行プランと同様となっております。

基本目標 7 については、現行プランの基本目標 9「文化芸術・スポーツレクリエーション活動の充実」を社会参加の促進の一環と考え、施策の展開の方へ移しています。

また、社会参加の促進を図る上で、他者との交流やコミュニケーション手段の確保、必要な情報を誰でも入手利用できる環境整備が必要であるという考えから、人との関わりをつなぐ「ボランティア活動の促進」と「コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化」をこの基本目標に入れています。

続きまして、骨子案の 24 ページを御覧ください。また、追加資料の 11 ページを御覧ください。

現行のプランよりつくば市の現状やアンケート、ヒアリング調査との結びつきをわかりやすくするため、構成を大きく変更いたしました。事業名と概要が空白になっていますが、こちらについては、今回の懇談会で委員の皆様からいただいた御意見等をまとめ、必要に応じて、この前の体系図を改定して、各担当課と共有し中身を記載していくこととなります。

続きまして、各論 2、第 8 期つくば市障害福祉計画、第 2 期つくば市障害児福祉計画について説明させていただきます。

骨子案の 43 ページを御覧ください。こちらのページから 71 ページまで、福祉サービス等の見込み量などを記載していきます。44 ページを御覧ください。このように、サービスの概要、令和 8 年度までの実績分析と令和 9 年度から 11 年度までの見込み量・見込みの根拠を記載していきます。なお、本年度の実績の基準日が 7 月末となっており、そこから見込み量を算定していくため、今後の見込みは現時点で空白となっております。

続きまして、72 ページを御覧ください。ここからは国からの指針をもとに目標を定め、記載していきます。ここからの内容については、課内で検討している最中であるため、次回の懇談会で案を出させていただきます。

最後に資料として、現行のプランと同様、計画策定の経過、要項、委員名簿を掲載いたします。

続きまして、追加資料の 13 ページを御覧ください。フォントについて、現行のプランでは一部の見出しはゴシック体、その他は明朝体を使用していますが、今回の骨子案では一部の見出しを教科書体、その他をゴシック体に変更しております。

こちらの資料に主なユニバーサルデザインフォント 3 つと事務局の案が 14 ページのところに掲載しておりますので、より読みやすい計画になるよう、委員の皆様から御意見がありましたら伺いたく存じます。

議題の説明については以上です。

○座長

はい。ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、委員の皆様から御意見等ありましたら挙手にてお願いいたします。いかがでしょうか。

では私から1点、お伺いしたいんですが、先ほどの御説明の中で、各障害種別等々に対応するというお話をされていたかと思います。以前そういった検討もあったと思うのですが、ルビを振るなど、いわゆる「わかりやすい版」を、知的障害のある人向けに作られる御予定でしょうか。あるいは、今期に関してはそこまでは行き着かないということでしょうか、教えてください。

○事務局

ありがとうございます。

前回に引き続き、「概要版」と「わかりやすい版」は作成する予定となっております。次回の懇談会では内容をお出ししようと思っております。

○座長

ありがとうございます。

実際には、そちらを拝見してからということにはなるかもしれませんが、一点、要望として、ルビをつけていただくのはもちろん非常に重要かと思いますが、一方でその内容のわかりやすさというところが担保できないと難しい部分もあるかと思います。ですので、内容のわかりやすさの検討などもしていただけると、本来的な意味での、「わかりやすい版」というようなことになってくるかと思いますので、御検討いただければと思います。

他に、委員の皆様から、何かございますでしょうか。何かお気づきの点や、感想でも結構ですが、よろしいでしょうか。

お願いします。

○末森委員

つくば市聾者協会の末森と申します。

資料を読ませていただきました。フォントについてですが、後でちょっと御説明したいと思いますが、とりあえず内容については、障害者基本法と障害者総合支援法と2つの法律に基づいて、実質的に2つの報告物を作らなければならないが、問題をうまく整理をしてくださって、大変ありがたいと思っています。

お伺いしたかったことは、皆さんには申し訳ないですが、4つあります。よろしいでしょうか。大丈夫ですか。ありがとうございます。

1つ目。45ページ。同行援護について、手話通訳者派遣事業と盲ろう通訳介助員派遣事業は基本的に県レベルの話なので、つくば市としては細かいことはあまり言わないという姿勢があります。茨城県の盲ろう通訳介助員派遣事業に関する問題がたくさんあります。できまし

たらつくば市の判断で、本来は視覚障害者のための援護の中に、盲ろう通訳介助員派遣を含める、その方向で検討していけるならば、盲ろうという言葉を加えていただければありがたいと思います。

2つ目です。手話奉仕員養成事業について、つくば市では、茨城県の中でトップクラスの予算を作成していただいて大変ありがたいと思っています。ただ、手話奉仕員を養成した後、手話奉仕員をどう利活用するのか、ずっと長いこと、30年以上も何も無い状態です。できましたら、手話奉仕員は単なる手話通訳者のための予備軍みたいな感じではなくて、手話通訳者をやらなくても、手話奉仕員として何かをしたいという人たちのために、どんな利活用の方法があるのか、市として何らかの方針を書いていただければありがたいと思っています。資料の56ページ。放課後等デイサービス、障害児のためのデイサービスは少しずつ増えている現状です。つくば市としても、無関心というわけではないという姿勢があることは大変ありがたいと思っています。竹園東小学校にも難聴学級があります。実は夏休みとか冬休みの間、家にいても、家族の中のコミュニケーションが難しいとか、近所にも友達がおらず、困ったな、という問題が少しずつ増えています。聴覚障害を持っていない子供のデイサービスに、聴覚障害の子供が入ってもコミュニケーションは難しいです。逆にトラブルになったと聞いています。出来れば、聴覚障害者だけで集まるようなデイサービスを設ける方向で検討してほしい。文面を何か加えていただけるかどうか、よろしくお願いいたします。

最後です。さっきお話しました64ページの、コミュニケーション支援員という言葉があります。つくば市の場合、手話通訳者の派遣があります。それとは別に、どういう形のコミュニケーション支援を考えていらっしゃるのか。その中に、盲ろう通訳介助員は含まれているのでしょうか。また、手話ができないが聴覚障害がある、そういう人のための何らかのコミュニケーション支援を考えていらっしゃるのか、できる範囲でコミュニケーション支援の将来像を書いていただければありがたいと思っています。以上です。

○座長

はい。

ありがとうございます。今の御質問に関しまして事務局の方、いかがでしょうか。

○事務局

そうですね、委員の皆様にお集まりいただいておりますので、できれば委員の皆様からも、御意見いただければなど、これに関して思っております。

○座長

ありがとうございます。

今御発言いただいた内容につきまして、委員の皆様いかがでしょうか。

4点、御意見いただきましたが、何か加えて、あるいは関連して、御意見いただける方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

はい、お願いします。

○末森委員

末森です。

今回お伺いしたことは、具体的な実行プランではなくて、あくまでも将来像に対する方向性というか。そんなに難しく考えていただかなくても構わないのかなと思っています。以上です。

○座長

はい、ありがとうございます。

では、お願いいたします。

○事務局

はい。今回、障害福祉計画の方の数値目標などへの御意見をいただいているかと思いますが、申し訳ないですが、その障害福祉計画に関しては、各サービスの内容の説明と、これまでの実績と今後の見込みの数値を書くものになっておりますので、どんな具体的な政策を行うかという内容を書くところではないんですね。そういった具体的な施策に関して記載するところとしましては、その前の、障害者計画、いわゆる 22 ページ以降の計画の、基本目標の中の施策の方向性など、そういったところで具体的な事業名、市が今後行っていく事業名や、その概要を書くところに、検討して入れていくような形になるかとは思いますが。それに関して皆さん、もしこの政策どうだろうとか、何か御意見がありましたら伺えればとてもありがたいです。

○座長

はい。ありがとうございます。

今の御説明も合わせて、聴覚障害関係のことが中心だったかもしれませんが、放課後等デイサービスは他の障害種別にも関係することでもありますし、何か御意見等あれば、いただければと思います。

もしないようであれば、今いただいた御意見は可能な限り、こちらのプランの方に入れていただいて、もし入らない部分であっても、貴重な御意見として承ればというふうには考えております。

委員の皆様の方から御意見等いかがでしょうか。

はい。

○磯田委員

磯田です。

先ほどの末森委員からの御意見を伺って、視覚障害プラス聴覚障害の重複の障害をお持ちの方に対するコミュニケーション支援というあたりは、今までの調査でも数字として実態が見えてきていない部分なのではないかなと感じましたので、今後の調査を見越していった際に、そういった点もつくば市としてきちんと実態の把握に努めたほうがいいのではないかと、このところの貴重な御意見を頂戴したということで私は受けとめさせていただいております。

す。

おそらく今回のその計画の中に具体性を持った何かをというのは現実的にちょっと難しい部分があると思うんですけども、今後のその委員会の中で、何か検討できる材料が、今後の調査の中で生み出していけるといいのかなというふうに思いましたし、そうした声をやはり当事者の団体の方からもっと出てくると、実効性が伴うものになってくるのかなというふうに感じました。所感で、失礼します。

○座長

はい。ありがとうございました。

他によろしいですか。あと末森委員の方からフォントのことも若干先ほど言及があったかのように思いますが、何かフォントに関して御意見あれば承ればと思いますけどいかがでしょうか。

○末森委員

末森です。

私の職場で、自己評価表、600 ページ以上の厚い報告書があります。その中でも、フォントをどうするかということのいろいろお話があります。

1 つは、ユニバーサル教科書体はあまり良いものではないらしい、という方向が見えてきました。

つまり、1 つ 1 つの字を識別するのにはいいのですが、特に読む分に問題があまりない人が、いわゆる「ナナメ読み」の時、字の塊をつかむ時には、ユニバーサル教科書体というのはむしろ逆効果になることもあるらしいです。そういうデータが出ています。

実際、障害者プランは厚いですよね。そのあたり、障害福祉課は、行政の中でも障害者に対して施策のプロだと思っています。ぜひ、識字障害者にも聞いてみてください。

本当にいいフォントの組み合わせはどうなのか、考えていただければありがたいと思います。

最後に、私の職場では、当面自己評価表でユニバーサル教科書体は使わないという方向に決まりました。私も逆に皆さんの御意見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○座長

はい。ありがとうございました。

貴重な情報提供をいただきました。今の末森委員からの御発言に関しまして、委員の皆様、いかがでしょうか。案としては、修正案ということで今フォントの案が出ていますけれども、場合によっては見にくいのではないかなというようなことで、御意見挙がっております。

関係の団体の方とか、あるいは個人的にということでも、今の末森委員からの御発言を踏まえて何か御意見等ありましたらいただければと思います。いかがでしょうか。

はい、お願いします。

○細島委員

細島です。

フォントについては、末森さんがおっしゃった通り、当事者の方に聞くのが一番いいとは思いますが、個人的には、市役所から出された案の中で2番か3番がいいなと思いました。教科書体は私も見づらいので、自分でもあまり使わないことが多いかなと思います。以上です。

○座長

ありがとうございます。

そのあたりのところ例えば当事者団体の方とかに御意見を伺う機会とかっていうのはありますか。事務局の方からもし作れる可能性とかあればお伺いしたいんですけど。

○事務局

はい。

後藤委員に御相談させてください。福祉団体連絡協議会のときに聞くことは可能ですか。

○後藤委員

大丈夫です。

○事務局

はい。

定例会のときにお邪魔して聞かせていただければと思います。

よろしくお願いします。

○座長

はい。ありがとうございます。

なるべく、関係者の方、当事者の方等々、多くの方の御意見を踏まえて、見やすいものにしたほうがいいと思いますので、御対応よろしく願いいたします。

はい、お願いします。

○後藤委員

フォントについて、14ページの3と事務局案の1と3とあって、事務局案の1と3の下「現状課題」の部分と、左の「現状課題」の部分が同じフォントだと思うのですが、パッと見た感じ、ちょっと見やすさが違うのですが、大きさは一緒ですか。行間が少し広いのでしょうか。

○事務局

一応、同じ設定にしています。教科書体とゴシックが混ざると、教科書体との間が少し空くのかと思います。

○後藤委員

はい。

行間は空きすぎても良くないと思うのですが、少し空いた方が見やすいなと思います、私は個人的に3がいいのですが、この「現状課題」については、右の方がいいと思います。

来月の定例会にこれを持ってきていただくということで、承知しました。

フォント以外に関する意見をいいですか。

23 ページの基本目標 4 の「教育療育の充実」について。4-4 に「インクルーシブ教育の普及」とありますが、今日、委員としてはつくば市教育局の方がいないので、少し危惧しています。教育局の方もいらっしゃった方が嬉しいなと思いました。

それから、特別支援学校の卒業生について、17 ページはつくば特別支援学校の卒業生の進路状況になるのですが、高等部の卒業生の合計が 28 で、卒業生数は 18 になっていて、10 名少ないです。ということなのかなと思いました。石岡も合計が 20 名で卒業生 16 となっているので、卒業後どこかに行っているけど卒業していないということなののでしょうか。ということなのかなお伺いしたいです。

あと、18 ページの表の一番上に肢体不自由教育部門と書いてありますが、その上にも、つくば特別支援学校っていうのをに入れていただいたほうがいいかなと思いました。同じページであれば、これでいいと思うのですが、ページが変わってしまうと肢体不自由教育部門しか書いていなくて。わかる人にはわかるかもしれませんが。

○座長

ありがとうございます。御意見と御質問ということで承りましたが、事務局の方でいかがでしょうか。

○事務局

はい。17 ページと 18 ページの肢体不自由のところも卒業生の数と合計があっていなかったりするのですが、こちらは 1 人の方が複数の事業所を使っていると、それぞれでカウントしています。今までとカウント方法は変えていないので、たまたま一致していたのですが、令和 7 年度は 1 人で 3 ～ 4 事業所使ってる方が結構いるということで、こういうふうになっています。

あと御意見いただいた 18 ページのところですが、こちらおっしゃる通り、わかりづらいと思うので、つくば特別支援学校というのは入れさせていただこうと思います。ありがとうございます。

具体的に教育局の方にも質問したいとか、聞きたいことがあると思いますので、そういったものはこちらでまとめて、教育局に後日確認の依頼をかけるという流れになるかと思います。

○座長

その他の情報共有や、この場の雰囲気を知ってもらふ、というのは難しいかもしれませんが

けれども、何か単純に質問があるから回答してくれという話ではないのかなとは思いますが、なかなかその部局の関係で難しいことかもしれませんが、何らかの形で、例えばオブザーバーというような形など、少なくとももっていただくというのがおそらく大切という趣旨だと思いますので、そこは御検討いただければと思います。

○事務局

いただいた趣旨も含めて、共有させていただいて検討しようと思います。

○座長

はい。ありがとうございます。他いかがでしょうか。

はい、お願いします。

○奈良部委員

連協の奈良部と申します。よろしくお願いいたします。

今後ですね、福祉サービスの見込み量を検討していくにあたって、御提案です。つくば市内のこういった利用状況とかは大変わかりやすくまとめているのですが、国や県の平均の指數的なものも相対的に比較していただけると、今後見込み量を検討していく上で根拠を持って算定していけるかなと思いました。

○座長

ありがとうございます。

その辺り事務局の方はいかがでしょうか。

○事務局

いただいた意見は参考にさせていただければと思うのですが、やはり県は県で計画策定していて、市は市で策定ということになるので、完全に合わせて、という方向にはならないかもしれませんが、県の傾向を見るというのは大事なことだと思いますので、それを見ながら、見込み量を立てさせていただくことになるかと思います。

○座長

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○末森委員

末森です。

非常に語弊がありますが、茨城県も福祉後進県です。40位代になってます。これを載せれば、茨城県、つくば市は遅れている、頑張らなきゃいけないと覚えることになると思います。つくば市としては、そういう方向でやっていただきたい。どうなってますでしょうか。嫌味ではなくて、ちょっと質問なんですけれども。ということで発言は以上です。

○座長

はい、ということですが。事務局の方から何か御意見、あればお願いいたします。

○事務局

ごめんなさい、うまく聞き取れなくて。もう一度質問の内容をおっしゃっていただいてもよろしいでしょうか。

○末森委員

末森です。私の職場の自己評価表が、縦割りすることを嫌がるんです。行政としては、比較はできれば避けたい、という思惑はないかどうか。奈良部さんが仰ったように、分かりやすく評価基準を書く方向でやっていただければ大変ありがたい、という意味です。それ以上のことは特にありません。

○座長

いかがでしょうか。

先ほどの奈良部委員の御発言に加えてというようなことだったかと思いますが。

○末森委員

いいですよ。特に、ということで。

○事務局

御意見ありがとうございます。

そうですね、県の計画は同じタイミングで作ってることもあって、今この瞬間に見ることができない数字にはなりますが、当然その県の計画ができ上がったら、その内容も確認していくことにはなります。もしかしたらその内容を見て次のところに行けるかもしれないです。今この計画でというところまではなかなか難しいところもあるんですけれども。御意見として承ります。

○座長

ありがとうございます。なかなか難しいところもあるかもしれませんが、今よりよいくばの障害福祉を考えるという意味では、非常に重要な御指摘だと思いますので、可能な範囲で、御検討いただければと思います。

他にいかがでしょうか。

はい、お願いします。

○磯田委員

磯田です。

先ほどのフォントのことに戻ってしまって申し訳ないんですけど、連協さんにお伺いすると

きに多分視覚障害当事者団体が漏れてしまうと思うので、一般的に視覚障害の方へのフォントは、ゴシック体を使ってほしいというニーズの方が高いという現状だけお伝えしておきます。

○座長

はい。

ありがとうございます。貴重な情報提供いただきましたので、今いただいた内容も踏まえてご検討いただければと思います。

他にいかがでしょうか。

はい、お願いします。

○菊地委員

菊地と申します。

先ほどの特別支援学校卒業生の進路状況の方のページに戻ってしまうんですけど、先ほど、卒業生が複数行くとこの人数、っていうのは説明受けて、この表を見て説明を受けてわかって感じになるので、どこかに注釈を書いていただくといいのかなと思ったのと、ここ最近が卒業生と合計合っていないということですが、多分何年か前から毎回、複数利用してる卒業生が多いと思います。アンケートの聞き方が変わったということですか。

○事務局

ありがとうございます。

注釈については入れようと思います。

聞き方は一切変わっていません。こういう数字が調査で上がってきて、いつもと違うけれどどうのことですかと確認した上でこの数字になっています。なので、本当にたまたまなんですかね。

○菊地委員

ありがとうございます。

○座長

ありがとうございます。

細島委員、お願いします。

○細島委員

細島です。

今回の趣旨から外れるかもしれないんですけど、35 ページの、自立した地域生活のための支援についてのところで、各相談体制とか福祉サービスの充実はぜひお願いしたいんですけど、それだけではなくて、やっぱりその地域生活というところを見たときに、家を探すのが大変とか、お金を稼げないみたいなのがやっぱり最大の課題になってくるので、その辺

のサポートとか、そういうのも何か含めていただけるととてもありがたいなって思いました。

○座長

ありがとうございます。

そのあたり事務局の方で何か御意見等ありますでしょうか。

○事務局

貴重な意見ありがとうございます。

住宅については安心安全の項目に入っていたりなど、ばらけてしまっているところではあるのですが、もちろんその必要性はあるかなというところで、こちらも認識しているところではあります。

今回の計画に関してはどうなっていくかっていうことは今から検討させていただくことになるのですが、ひとまず貴重な御意見ありがとうございます。

○座長

この計画にも直接関係してくる重要な御指摘だと思いますので、御検討よろしくをお願いします。

他にいかがでしょうか。

○事務局

これに関連してなんですけれども、どちらかというと住居とか住まいに関しては、今基本目標2のところに入ってくる想定です。また金銭的なところに関しては、就労についてが基本目標6になります。他の就労系のサービスなどもどちらかというと基本目標6の方に入ってくるのですが、ここは変えたほうがいいんじゃないかとか、そういった御意見があれば、またこの話に限らず、何か組み換えしたほうがいいんじゃないかっていうのがあれば伺いたいなと思います。

○座長

ということで、事務局の方から御指摘ありましたけれども、委員の皆様いかがでしょうか。はい、お願いします。

○末森委員

聾者協会の末森です。

これは聞いていいかどうかちょっと迷っているところなんです、なかなか聞く機会がないので、この機会に、お聞きしたいと思います。地域生活の支援の事業の場合、国が2分の1を負担するという意味ではなくて、「2分の1まで負担をすることができる」という意味ですよね。

市町村は4分の1、県が4分の1、国が2分の1とありますが、これは建前です。実際は、

市が作った予算が4分の1として、国が2分の1まで負担することができる。なので、実際には市町村が4分の1を超えて、ひどいところでは40%も負担をしているという例が多いです。つくば市の場合、こういう実態を書かないのですか。そのあたりどうなっているのでしょうか。もうずっと予算交渉の時に曖昧なままなので。つくば市が地域生活支援事業や日常生活用具交付事業の中で実際に負担をしているのは何%なのか、きちんと25%なのか、国からの補助金が足りないから実際には40%ぐらい持ち出しをしているのか、その実態はここには載せないのでしょうか。そのあたりを、差支えない範囲でお話していただければと思います。県や国と交渉するときに参考になりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○座長

ありがとうございます。

そのあたり事務局の方からどうでしょうか。

○事務局

はい、障害者地域支援室の飯田です。

今御指摘いただいた通り、本来は2分の1、4分の1の補助が入ることになってはいるのですが、大体決まった予算の中で県の方も国の方もやっておりますので、ぴったり半分、ぴったり4分の1という補助金はいただけてないのが現状になります。

金額的には今おっしゃっていただいた通り、おそらくほぼほぼ全国的に同じような状況だとは思いますが。補助率で言うと、おそらく50数%ぐらいだったと記憶していますので、大体市の持ち出しが25%ではなく40%前後という、今末森さんがおっしゃっていただいた通りの数字にはなっています。

その点に関する記載は、計画の中で書くことはまた別のことだと思いますので、別の機会とかで県や国に問題をお伝えしていければと考えております。以上です。

○末森委員

ありがとうございました。

○座長

ありがとうございます。

場合によって、団体さんが何かを交渉するときに、市に対してそういう情報公開をしていたくのは可能なのでしょうか。

それとも、そこも含めて数字は出せないということでしょうか。そこは教えていただければと思います。

○事務局

基本的に、予算や決算の中で、補助金の額は明確に公表しているものになりますので、細かい内容についても、おそらくこちらでお出しできない数字ではないと考えてはおります。

○座長

わかりました。

他にいかがでしょうか。はい、お願いします。

○細島委員

細島です。

先ほどの話の続きで、27ページの住宅についてとか、そのあとの雇用・就労みたいな話になってくるということをおっしゃってたのですが、まず就労に関して、働くことができない方もいらっしゃるので、就労継続支援A型・B型などではなく、生活介護に通いながら地域生活をしている方もいらっしゃいます。その方々は収入がないので、必然的に親からの援助を受けるか、生活保護を取得することになると思います。

親からの援助を得られる方は一部だと思うので、基本的には生活保護になると思うのですが、生活保護で借りられる物件は家賃上限が決まっているので、その上限金額で借りられる物件となると、すごくアクセスの悪い、周辺環境も整っていないような場所になってしまうので、公共交通とかの充実も一緒に考えていただく必要があるかと思います。

住宅に関して、やはり便利なところ、アクセスのいいところでは家賃も高いので、すごくバリアフリーの良い物件であったとしても、借りることができなくて、選択肢から除外されてしまうということがあるので、総合的な、色々な角度から見ていかないと難しいかなって思っています。以上です。

○座長

ありがとうございます。その他何かございますか。

○事務局

貴重なお話ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたことは本当に課題として向き合っていかなきゃいけないことだなと感じているところではあります。

今回いただいた意見は関係する課に共有させていただきますので、今すぐに何ができるかは難しいにせよ、課題として共有していくことで、いずれその方策につなげていければいいかなと思います。また、現状の支援に繋がらないとか、制度が知られていないことによって必要な支援を受けられてない方もいると思うので、そういったところはすぐにやっていけることかなと思いますので、地域で生活していく上で、必要な支援が届くように、こちらは努力していこうかなと考えているところです。まともなくてすみません。

○座長

はい、ありがとうございます。

いずれにせよ、非常に重要な御指摘だと思いますので、ぜひ各課と連携しながら、御検討いただければと思います。

はい。ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

はい、お願いします。

○根本委員

はい。根本でございます。よろしくお願いします。

資料の 72 ページ、第 3 章ですね。令和 11 年度、2029 年度における目標値の下欄で、目標 2 と書いてあるところですが、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築という、目標 2 がありますけども、つくば市においては、次回の資料で、この目標値が定められていくと思うのですが、実際に地域包括ケアシステムの構築は、事業を進められているのかどうかについて御紹介をしていただければと思います。

○座長

はい。ありがとうございます。

事務局の方からお願いいたします。

○事務局

はい、障害者地域支援室の飯田です。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についてですが、現段階でも個別の対応はさせていただいてるところです。しかし、事例検討や会議などがつくば市主体で定期的に行われているような状況ではありませんので、それに関しましては、今後、保健部門や保健所などから協力をいただいて、定期的にそういったことが行えるようなシステムの構築をしていければということを目指しているところになります。

以上です。

○座長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

はい。事務局の方からお願いします。

○事務局

骨子案の 23 ページ、基本目標 2 の安心安全な暮らしの確保の 2-4 なのですが、今骨子案では、「防災体制の充実」となっております。前は「防犯・防災体制の充実」だったのですが、これは骨子案の通りにしてしまっても大丈夫でしょうか。

ぜひ委員さんの意見を伺えればと思います。

○座長

はい。

「防犯・防災体制の充実」と項目立てされていたところが今回は「防災体制の充実」ということで、防犯は入っていないということなのですが、この点に関していかがでしょうか。

はい、お願いいたします。

○末森委員

末森です。

先々週、つくば市聾者協会と、ある議員さんと危機管理課と障害者地域支援室の方と、ヒアリングというか交渉を行いました。その節はありがとうございました。その場ではあえて言わなかったのですが、非常に引かかる物言いといいますか、行政の方から繰り返し、「障害者でも近所と交流を深めてほしい」ということを言われました。それが難しいから行政に何か支援をお願いしたいとお話しているのですが、「聴覚障害者でも近所とのコミュニケーションに努力してほしい」、「自分のことは自分で守るという考えを持ってほしい」と強く言われたので、このあたりは防災に関する市の方針なのでしょうか、あるいはこの障害者プランとは別の見方なのでしょうか。文言そのものは特に反対ではありません。市の考え方はどうなのかなと、そのあたり今後この場で話し合っていたいただきたいと思います。以上です。

○座長

はい。ありがとうございます。

何か事務局の方からありますか。よろしいですか。

○事務局

はい。障害者地域支援室の飯田です。

その打ち合わせの場に同席させていただいていたので、おっしゃっていることはわかります。確かに危機管理課の方で、コミュニティを作してほしいということも申し立てたとは思いますが、やはり自分がその地域に住んでいるということを地域の方にわかっていただくということがまず大事なのではないかという話が繰り返されていたのは、記憶しています。どうしてもコミュニケーションの難しさがあるというのも、理解はしているかとは思いますが、やはりその中でも、耳が聞こえないことによって、地震の鳴動などの音情報が聞こえない部分で避難が遅れてしまうようなときに、やはりどなたか近所の方で、ここにそういった聴覚障害のある方が住んでいらっしゃるということを事前にわかっておいていただくというのが重要だという話だったと私が記憶はしています。その点に関しては、やはり可能な限りの努力というのはしていただくのが望ましいのかなと私も聞いていて思いました。

それでもなかなか難しいということがもしあれば、各種事前登録制度などを使っていただくとか、この計画の中でも、防災関係というのはおそらく危機管理課の方と調整しながらいろいろ計画に入れてく部分にはなると思いますので、そちらとも調整しながらやっていくような形になると思いますので、御意見等は改めてそちらにもお伝えいただくのが望ましいのかなと思いますので、その点はよろしくをお願いします。

以上です。

○末森委員

ありがとうございます。

○座長

他にいかがでしょうか。

はい、お願いします。

○事務局

先ほどのこちらの質問として、「防犯」という文言を抜いてしまってもよいかということに関して、御意見いただいてもよろしいですか。

○細島委員

はい。細島です。

防犯はぜひ入れてほしいと思います。

防災については地震とか断水とか、最近災害がすごく多いので、身近なこととして経験して実感できるのですが、防犯は犯罪に巻き込まれるとかそういったことがないので、すごく基本的な、家の鍵を閉めるとか、そういうところから難しいんです。

なので、そういうところをどうやって伝えていくかも、課題だと思います。家の鍵閉めないとか危ないことあるよとか、悪い人いるよみたいなことをわかりやすく伝えていけるような何かがあるといいなって思います。以上です。

○座長

ありがとうございます。「防犯」という文言を入れるかどうかということなんですが、他に御意見ございますか。

はい、お願いします。

○武田委員

筑峯学園の武田です。

知的障害をお持ちの方の支援をしていることが多いのですが、やはり理解不足というところで、特にスマートフォンなどの電子機器の使用をしている方が、間違っってボタンを押して買ってしまって、そこからどうしようみたいなことが起こるので、消費関係のところ、トラブルや犯罪に巻き込まれてしまうかなと想像できる方がいます。この分野に載せるのと違う話をしているかもしれませんが、そういうことも防犯ととらえられるところもあると思うので、意見としては防犯という項目・文言も残していただきたいというところなんです。以上です。

○座長

はい、ありがとうございます。

消費者被害の問題なんかもあるのではないかとということで御指摘いただきました。

他にどうでしょう。

はい、お願いします。

○浅井委員

「防犯」という文言を削除したというところの心を、御説明いただきたいと思います。それから、この頃地震とか多いですけれども、自分の力でどうしようもない、助けてほしいというときに、ここへ連絡すると何とか助けに繋がるような、そういった何かすぎるものが欲しいっていうのは、障害を持ってる方の気持ちだと思います。ここへ連絡すると、誰かが助けに来てくれるというような何か、助けになるツールのようなものはないのかなと思います
が、いかがですか。

○座長

ありがとうございます。事務局の方、いかがでしょうか。

防犯をなくした理由は何かと、困ったときの連絡等に関してということですが、

○事務局

防犯をなくした理由についてですが、現実として、障害者の方に何か特化した防犯の取り組みをやれてるかというところ、それはやれていない。ただ見回り等の啓発などはやっているのですけれども。それが1つと、また、アンケート・ヒアリング調査で、身近に感じているというところもあると思うんですが、防災関係の意見が非常に多く集まっていました。一方で防犯に関してはほとんど集まらなかったことで、抜いた方がいいのではないかという意見が、庁内であったというところなんです。

災害時ですが、要支援者に関しては、あらかじめ御本人様の同意書が必要ではありますが、要支援者の名簿があったり、避難計画も作ったりしているので、何かあったときには、その計画に基づいて、こちらから情報提供したり、あらかじめ計画された方法で避難に移っていただくと、そういう感じで今やっています。

○座長

ありがとうございます。

ちょっと話を戻しまして、「防犯」という文言をどうするかということなんですけれども、今伺った限りでは特にその防犯を抜いた方がいいという御意見はありませんでしたので、もしよろしければ、「防犯」という言葉も従来通り入れていただいて、計画の中に盛り込んでいただくことにさせていただければと思いますがいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。

では「防犯」という文言を、今期の計画でも加えていただくということでお願いいたします。すみません、もう終了時間になってしまいましたが、その他、委員の皆様や事務局の方から何かございますか。

よろしいですか。

ではその他特になければ、議事進行を終了させていただきます。

○事務局

森地座長ありがとうございました。

次回の開催については、9月頃を予定しております。

日程が決まり次第、委員の皆様に御連絡させていただきます。

本日お車でお越しの方で駐車券の無料化がまだの方につきましては、御退出の前に事務局へお声掛けください。

それでは以上をもちまして、令和8年度第1回つくば市障害者計画策定懇談会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

令和8年度第1回つくば市障害者計画策定懇談会 次第

日 時:令和8年(2026年)6月29日(月)

午前10時～午前11時 30 分

場 所:つくば市役所2階 防災会議室2・3

1 開会

2 挨拶

3 議題

第2期つくば市障害者プランの骨子案について

4 その他

5 閉会

【懇談会資料】

資料 第2期つくば市障害者プラン骨子案



第2期 つくば市障害者プラン (骨子案)

令和9年(2027年)3月

第4次つくば市障害者計画

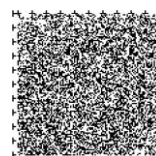
〔対象期間〕 令和9年度(2027年度)から
令和14年度(2032年度)まで

第8期つくば市障害福祉計画

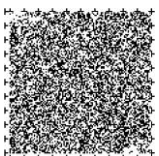
第4期つくば市障害児福祉計画

〔対象期間〕 令和9年度(2027年度)から
令和11年度(2029年度)まで

これからの
やさしさの
ものさし
つくばSDGs



骨子案



骨子案

はじめに

骨子案

骨子案

目次

総 論

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	1
第3節 計画の期間.....	3
第4節 計画の対象者.....	4
第5節 計画の策定体制.....	4
第6節 計画の推進体制.....	6
第2章 障害者をめぐる状況.....	10
第1節 つくば市の状況.....	10
第2節 障害者数等の推移.....	11
第3節 障害のある児童生徒の状況.....	14
第4節 障害者(児)施設の状況.....	20

各 論 1 第4次つくば市障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方.....	22
第1節 計画の基本理念.....	22
第2節 基本目標.....	22
第3節 計画の体系.....	23
第2章 施策の展開.....	24
基本目標1 権利擁護の推進・障害理解の促進.....	24
基本目標2 安心・安全な暮らしの確保.....	27
基本目標3 保健・医療体制の充実.....	30
基本目標4 教育・療育の充実.....	32
基本目標5 自立した地域生活のための支援の充実.....	35
基本目標6 雇用・就業、経済的自立に向けた支援の充実.....	38
基本目標7 社会参加の促進.....	40

各 論 2 第8期つくば市障害福祉計画 第4期つくば市障害児福祉計画

第1章 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス.....	43
第2章 福祉サービスの見込み量.....	44
第1節 自立支援給付.....	44
第2節 障害児への福祉サービス.....	56
第3節 地域生活支援事業.....	59

骨子案

第3章 令和11年度(2029年度)における目標値.....	72
目標1 施設入所者の地域生活への移行.....	72
目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	72
目標3 地域生活支援の充実	72
目標4 障害児支援の提供体制の整備等	72
目標5 相談支援体制の充実・強化等.....	72
目標6 障害福祉サービス等の質を向上させる取組みに係る体制の構築	72
資料編.....	73
1 計画策定の経過.....	73
2 つくば市障害者計画策定懇談会開催要項.....	74
3 つくば市障害者計画策定懇談会委員名簿.....	75

骨子案

総論

第1章 計画の策定にあたって

総論

骨子案

総論

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

つくば市では、令和6年(2024年)3月に「つくば市障害者プラン改定版(第3次つくば市障害者計画・第7期つくば市障害福祉計画・第3期つくば市障害児計画)」を策定し、障害のある人・ない人、全ての市民が安心して生涯をいきいきと暮らすことができる社会をめざして障害者福祉施策を推進してきました。

国の障害者施策においては、令和3年(2021年)6月に改正された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」という。)が令和6年(2024年)4月に施行され、事業者における合理的配慮の提供が義務付けられました。また、令和7年(2025年)12月には、高次脳機能障害への理解促進、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための切れ目ない支援を目的とした「高次脳機能障害者支援法」が成立し、令和8年(2026年)4月に施行されました。さらに、法定雇用率が段階的に引き上げられているなか、障害者の就労ニーズが多様化していることを踏まえて、令和6年(2024年)4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)が改正され、障害者本人の就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が創設されるなど、障害福祉の現状に合わせた法整備が進んでいます。

この度、各計画の最終年度にあたり、社会環境の変化や国の制度改正、本市の障害者を取り巻く環境の変化、アンケート調査結果等に基づく障害者や障害児のニーズや実態などを踏まえ、第2期つくば市障害者プラン(第4次つくば市障害者計画・第8期つくば市障害福祉計画・第4期つくば市障害児福祉計画)を策定します。

第2節 計画の位置付け

(1) 根拠法令

本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として、それぞれ策定するものです。本市では、これらの計画の調和を保つため、「第2期つくば市障害者プラン」として一体的に策定します。

計画名	根拠法令	概要
第4次 つくば市障害者計画	障害者基本法 第11条第3項	障害者施策全般に関する基本的方向を定める計画
第8期 つくば市障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条第1項	障害福祉サービス等の見込量及びその提供体制を確保するための方策等を定める計画
第4期 つくば市障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	障害児支援の見込量及びその提供体制を確保するための方策等を定める計画

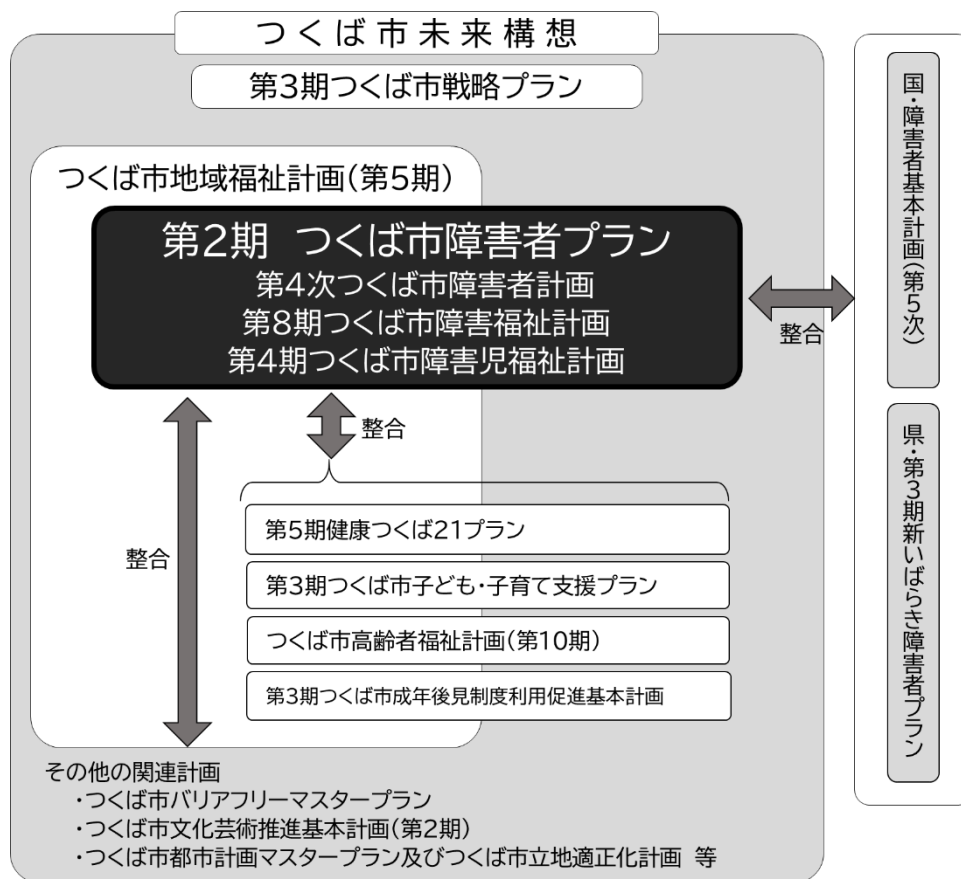
骨子案

総論

第1章 計画の策定にあたって

(2) 関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、国及び茨城県の計画との整合性を図りつつ、市のまちづくりの長期的な指針となる「つくば市未来構想・第3期つくば市戦略プラン」や、市の他の関連計画との整合を図ることとしています。



(3) SDGsとの関係

「誰一人取り残さない」という包摂的な世界の実現を目指す、持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)の理念を踏まえて計画を策定していきます。



第3節 計画の期間

本計画を構成する「第4次つくば市障害者計画」は令和9年度(2027年度)から令和14年度(2032年度)までの6年間を計画期間とし、3年ごとに見直しを行います。また、3か年を1期として策定が義務づけられている「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」にあたる「第8期つくば市障害福祉計画」及び「第4期つくば市障害児福祉計画」については、令和9年度(2027年度)から令和11年度(2029年度)までの3年間を計画期間とします。



骨子案

総論

第1章 計画の策定にあたって

第4節 計画の対象者

共生社会づくりを推進する本計画では、障害の有無にかかわらず、全ての市民を計画の対象者としています。

「障害者」は、障害者基本法第2条で以下のとおり定義されています。なお、具体的な事業の対象となる障害者の範囲は、個別の法令等により規定されている場合があります。

障害者基本法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

第5節 計画の策定体制

障害者総合支援法第88条第8項は、「市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と規定し、また同条第9項は、「協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない」と規定しています。

これらの規定に従い、本計画の策定にあたっては、懇談会での内容の審議、協議会等からの意見聴取、アンケート及びヒアリング調査の実施、パブリックコメントの実施等を通して、障害者やその家族、関係団体等のご意見を的確に計画に反映することに努めました。

■ つくば市障害者計画策定懇談会

障害者計画の策定及びその推進にあたり、必要な検討や意見の聴取を行うため、障害当事者を含む地域住民、福祉関係者及び学識経験者により構成された会議体です。

■ つくば市自立支援協議会

行政、障害当事者、保健・医療関係者、企業・就労支援関係者、民生委員等の地域の関係者等が集まり、地域の課題の共有とサービス基盤の整備を進める役割の協議体です。

■ 障害福祉に関するアンケート調査の実施

障害者の心身の状況・置かれている環境、今後の意向等を把握し、本計画の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

○調査概要

対 象 者 市内にお住まいの障害者手帳をお持ちの人、難病患者福祉金を受給している人の中から、無作為に抽出された2,300人

調査方法 郵送により調査票を配布
調査票の返送か、いばらき電子申請サービスでの回答により回収

調査期間 令和7年(2025年)12月8日(月)～令和8年(2026年)1月13日(火)

回収状況	調査対象者数(A)	有効回答者数(B)	有効回答率(B÷A)
	2,300人	820人	35.7%

調査結果 ヒアリング調査結果とともに、つくば市ホームページに掲載しています。
以下のURL又はQRコード

■ ヒアリング調査の実施

障害者関係団体の皆様から、活動の状況や今後の意向等のご意見をお聞きし、本計画の基礎資料とするため、ヒアリング調査を実施しました。

○調査概要

対 象 者 市内の障害者相談支援事業所、障害関係団体等

調査方法 調査票をメール送付し、対象者から回答を回収するとともに、希望者には対面又はweb会議での聞き取りを行う。

調査期間 令和7年(2025年)11月～12月

回収状況	障害者相談支援事業所	障害者関連団体等
対象者数	34	16
回答者数	12	11
ヒアリング実施数	1	5

■ 計画素案に対するパブリックコメント

計画案を市のホームページ等で一定期間公開し、計画及び計画に盛り込まれる施策について、市民からの意見を広く募集し、計画への反映を図るための手続きです。

実施期間:令和8年(2026年)12月8日(火)～令和9年(2027年)1月7日(木)

骨子案

総論

第1章 計画の策定にあたって

第6節 計画の推進体制

本計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗の状況を確認しながら、必要な改善や工夫を積み重ね、着実に取組を進めていくことが重要です。

そのため、毎年度、各事業の進捗状況を把握し、分析・評価の結果を「つくば市障害者計画策定懇談会」において報告するとともに、必要があると認める時は、計画の変更も含め、必要な措置を講じる PDCA サイクルマネジメントによる進捗管理を実施します。

■ つくば市障害者プラン改定版の進捗評価

令和6年(2024年)3月に策定した「つくば市障害者プラン改定版」の進捗状況を把握するため、評価基準を設定し、これまでに推進してきた各事業について把握及び評価を行い点数化しました。

1 評価基準

評価基準及び点数は下表の通りです。

評価	進捗の度合	点数
A	施策の取組みを予定通りに実施しつつ、更なる効果創出につながる取組みも実施している（進捗度 101%以上）	4点
B	施策の取組みを予定通りに実施している（進捗度 80～100%）	3点
C	施策の取組みを概ね予定通りに実施している（進捗度 50～79%）	2点
D	施策の取組みを予定通りに実施できていない（進捗度 ～49%）	1点
E	各種要因より施策の取組みの実施が困難になった/できなくなった	0点

2 評価結果

事業		評価
基本目標1 共生のまちづくりの推進		
1-1 啓発・広報活動の充実	1 市民への啓発活動	B
	2 市広報紙の活用	B
	3 ホームページの活用	A
		B
	4 障害者週間を通じた啓発・広報活動	B
1-2 地域づくり	5 障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画	B
	6 障害者自立支援協議会	B
	7 つくば子育てサポートサービス事業	A
	8 生活支援体制整備事業	C
	9 地域見守りネットワーク事業	B
	10 さわやかサービス事業	B
1-3 インクルーシブ教育の普及	11 市内小中学校・義務教育学校と特別支援学校との交流促進	B
	12 福祉体験教室	B
	13 福祉教育や特別支援学校との交流学習の実施	B
	14 障害のある児童生徒の教育の充実	B
1-4 ボランティア活動の促進	15 ボランティア活動基盤整備事業	B
	16 ボランティア育成・支援・研修事業	B
	17 ボランティアネットワーク支援事業	B
	18 ボランティアセンター広報事業	B
	19 ボランティアセンター運営事業	B
	20 各種奉仕員養成講座の開催	B
	21 介護支援ボランティア事業	C
	22 傾聴ボランティア事業『おうち de 交流』	C

事業		評価
基本目標2 生活環境の整備推進		
2-1 住宅政策の推進		
23	つくば市営住宅長寿命化計画	B
24	重度障害者住宅リフォーム補助事業	B
25	つくば市民間賃貸住宅情報提供事業	B
26	住居確保給付	B
27	グループホームの利用促進	B
2-2 都市施設・道路の整備		
28	施設環境の整備	B
29	道路の修繕・改修	B
30	バリアフリーマスタープランに基づいた取組みの推進	B
31	市内公共施設等バリアフリー化整備方針の推進	B
2-3 交通手段の確保		
32	福祉有償運送事業	A
33	コミュニティバス・デマンド型交通運行業務	A
34	ノンステップバス導入促進事業	A
35	障害者運賃割引制度	A
36	福祉タクシー制度の充実	B
37	交通系ICカードによる鉄道・バス利用運賃の助成	B
38	障害者の運転免許取得・自動車改造の助成	B
基本目標3 安全・安心な暮らしの確保		
3-1 防犯・防災体制の充実		
39	防犯・防災に関する啓発・広報	B
		A
40	地域見守りネットワーク事業	B
41	避難行動要支援者への支援	B
42	福祉避難所の受入れ体制の構築	B
43	障害特性に応じた災害時支援	B
44	医療的ケアが必要な人への災害対応の支援	B
45	防災訓練プログラムの導入	C
46	福祉体験教室	B
3-2 消費者被害等の未然防止		
47	消費者被害等の未然防止	B
48	消費者トラブルの相談	B
基本目標4 権利擁護の推進		
4-1 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実		
49	成年後見制度利用支援事業	B
50	成年後見制度推進事業	B
51	日常生活自立支援事業	C
4-2 障害者虐待防止のための体制の充実・強化		
52	障害者虐待防止事業	B
4-3 差別の禁止		
53	障害者差別解消法の主旨の普及啓発	B
54	合理的配慮支援事業	B
55	選挙等における配慮の充実	B
基本目標5 地域生活の充実		
5-1 日常生活支援の充実		
56	障害福祉サービス提供体制の充実	B
57	地域生活支援事業の充実	B
58	福祉支援センターの充実	B
59	短期入所事業等への参入の促進	B
60	グループホーム事業の充実と利用促進	B
61	施設情報の提供	B
62	日中活動系サービスや居住系サービス事業への参入促進	B
63	車いす貸し出し事業	B
64	宅配食事サービス事業	B
65	難病患者への支援	B
66	障害基礎年金・各種手当等	B
67	水道料金の減免	B
5-2 保健・医療・福祉・教育の連携		
68	全庁的な連携体制の強化	B
69	福祉に関する職員研修の計画的実施	B
70	発達相談	B
71	のびのび子育て教室	B
72	高次脳機能障害への支援の充実	B
73	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム推進事業	B
74	医療的ケア児の相談支援	B
5-3 相談支援体制の充実・強化		
75	障害福祉制度についての相談対応の充実	B
76	女性のための相談室運営事業	B
77	家庭児童相談業務の充実	B
78	発達相談	B
79	こころの健康相談事業	B
80	在住外国人への相談窓口の周知強化	B

骨子案

総論

第1章 計画の策定にあたって

事業		評価
5-4	総合拠点・地域拠点の整備	
	81 地域生活支援拠点等の整備	B
	82 相談対応部署間の連携強化	B
	83 児童発達支援センターの整備	B
5-5	福祉人材の確保と育成	
	84 つくば市介護職員就労スタートアップフォロー給付金	B
	85 つくば市介護職員キャリアアップ費用給付金	B
	86 事例検討や研修を通じた人材育成	B
5-6	コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化	
	87 コミュニケーション支援サービスの充実	B
	88 障害福祉サービス事業所情報の収集と迅速な情報提供	B
	89 視覚障害者等の読書環境整備	B
	90 聴覚障害者等の緊急通報	B
	91 市役所窓口におけるコミュニケーション支援の充実	B
基本目標6 保健・医療体制の充実		
6-1	健康づくりの支援	
	92 健康管理システムの活用	B
	93 健康体操教室	C
	94 成人健診事業	C
		B
		B
6-2	早期発見体制の充実	
	95 あかちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	B
	96 1歳6か月児健康診査	B
	97 3歳児健康診査	B
	98 すこやか健康相談	B
	99 子育て出前講座	B
6-3	精神医療体制の充実	
	100 市長同意による医療保護入院事務	B
	101 連携による在宅支援体制の充実	B
6-4	保健・医療体制の整備	
	102 健康増進計画推進事業	B
	103 医療福祉費支給制度	B
	104 障害児受入れ医療機関等への支援	B
	105 感染症対策事業	B
基本目標7 教育・療育の充実		
7-1	障害児への支援	
	106 障害児の総合的な支援体制の整備	B
	107 おもちゃライブラリー事業	B
	108 障害のある保護者への配慮	B
	109 ヘアレントトレーニング・ペアレントメンター	B
	110 障害児及び医療的ケア児の保育所での受入れ体制の整備	B
	111 療育の質の向上のための関係福祉施設の連携の強化	B
	112 障害児に配慮した施設の整備	B
	113 障害幼児教育の充実	B
	114 障害児支援体制の整備	A
	115 障害児相談支援事業	B
	116 医療的ケア児の支援体制の整備	B
	117 巡回発達相談	B
7-2	学校教育の充実	
	118 放課後児童健全育成事業の整備	C
	119 全職員で取り組む特別支援教育の充実	B
	120 特別支援学級の指導の充実	B
	121 障害のある児童生徒の教育の充実（14の再掲）	B
	122 教職員の資質の向上	B
基本目標8 就労に向けた支援		
8-1	就労機会の充実	
	123 就労系福祉サービスの充実	B
	124 公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化	B
	125 就労面接会の実施	B
	126 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	B
	127 つくば市雇用促進交付金	D
8-2	就労の場の確保	
	128 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達推進	B
	129 福祉施設等の物品販売の充実	B
基本目標9 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実		
9-1	社会活動への参加と交流の促進	
	130 社会参加への支援	B
	131 チャレンジアートフェスティバルの実施	B
	132 おひさまサンサン生き生きまつりの実施	C
	133 障害者のスポーツ活動の推進	B
	134 みんなでDOスポーツ	B
	135 障害児運動教室	B
9-2	生涯学習の推進	
	136 障害者の生涯学習関連事業	B
	137 高齢者・障害者のためのパソコン相談	B

	取組数	A (4点)	B (3点)	C (2点)	D (1点)	E (0点)	点数	平均
基本目標1								
共生のまちづくりの推進	23	2	18	3	0	0	68	2.96
基本目標2								
生活環境の整備推進	16	4	12	0	0	0	52	3.25
基本目標3								
安全・安心な暮らしの確保	11	1	9	1	0	0	33	3.00
基本目標4								
権利擁護の充実	7	0	6	1	0	0	20	2.86
基本目標5								
地域生活の充実	36	0	36	0	0	0	108	3.00
基本目標6								
保健・医療体制の充実	16	0	14	2	0	0	46	2.88
基本目標7								
教育・療育の充実	17	1	15	1	0	0	51	3.00
基本目標8								
就労に向けた支援	7	0	6	0	1	0	19	2.71
基本目標9								
文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実	8	0	7	1	0	0	23	2.88
全体	141	8	123	9	1	0	420	2.98

※評価を行う課等が複数にまたがっており、かつ、評価に違いがある場合、それぞれを取組数としてカウントしているため、事業数と上表の取組数には差異が生じています。

※平均は小数点第2位を四捨五入しています。

3 評価まとめ

第3次つくば市障害者計画の各目標における施策の取組みについて、令和7年度(2025年度)までの進捗評価を行った結果、全体の9割以上の事業においてBの3点以上の評価となっています。

一方で、全体での平均は3点を下回る2.98点となっており、原因としては、制度等の周知不足、支援を提供するための人員不足等が考えられます。また、3点としている事業についても、課題や改善の余地が残っている場合があります。各事業について、より効果的に事業を実施する方法等について検討を続けていく必要があります。

各事業についての詳細な評価については、つくば市ホームページにPDFを掲載しております。以下のURLまたはQRコードから確認することができますので、御活用ください。

URL:

QRコード:



骨子案

総論

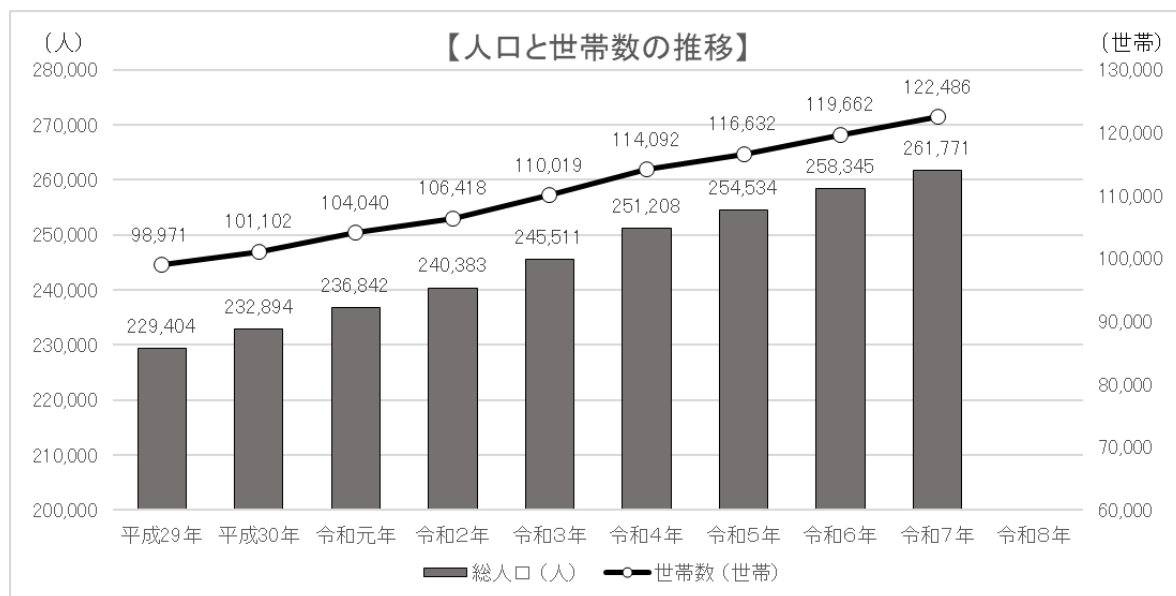
第2章 障害者をめぐる状況

第2章 障害者をめぐる状況

第1節 つくば市の状況

1 人口・世帯数の推移

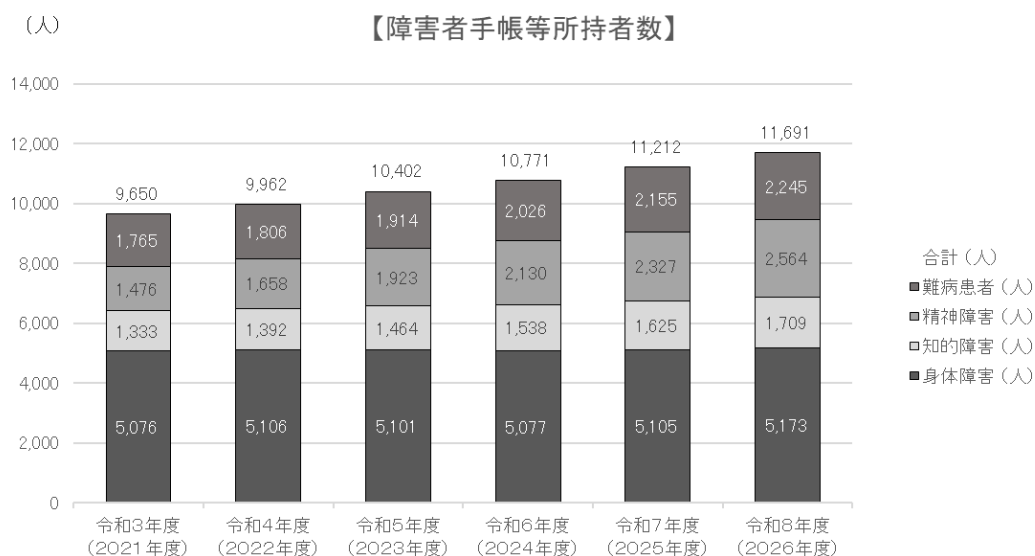
本市の人口と世帯数は年々増加しており、令和8年(2026年)には人口が 122,486 人、世帯数は 261,771 世帯となり、令和5年(2023年)から人口は 110,019 人、世帯数も 116,632 世帯増加しています。



資料:住民基本台帳(各年10月1日時点)

2 障害者手帳等所持者の推移

本市の障害者手帳所持者数は年々増加しています。令和3年度(2021年度)では合計9,650人でしたが、令和8年度(2026年度)では11,691人となっています。



※各年度4月1日時点

第2節 障害者数等の推移

1 身体障害者の状況

身体障害者の障害種別を見ると、肢体不自由が少しずつ減少している一方、視覚障害・内部障害は増加し続けています。

【身体障害者手帳所持者数】 (単位:人)

等級		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
視覚障害	1級	104	108	109	105	112	123
	2級	111	113	113	123	142	145
	3級	15	17	15	14	13	11
	4級	24	22	23	25	24	26
	5級	49	52	49	43	41	44
	6級	15	13	13	12	11	11
	合計	318	325	322	322	343	360
聴覚・平衡機能障害	1級	0	0	0	0	0	0
	2級	157	168	171	173	172	175
	3級	61	67	66	65	63	60
	4級	71	72	76	79	82	88
	5級	1	1	1	1	1	1
	6級	163	159	151	138	143	140
	合計	453	467	465	456	461	464
音声・言語・そしゃく 機能障害	1級	0	0	0	0	0	0
	2級	2	2	1	1	0	0
	3級	31	31	31	31	29	31
	4級	20	20	17	18	23	23
	5級	0	0	0	0	0	0
	6級	0	0	0	0	0	0
	合計	53	53	49	50	52	54
肢体不自由	1級	303	291	290	269	256	256
	2級	564	557	536	553	555	544
	3級	552	534	501	491	474	468
	4級	560	555	529	513	506	490
	5級	189	181	184	178	181	180
	6級	130	127	136	136	136	138
	合計	2,298	2,245	2,176	2,140	2,108	2,076
内部障害	1級	1,322	1,334	1,344	1,323	1,322	1,334
	2級	24	23	26	26	29	31
	3級	263	290	315	324	328	332
	4級	345	369	404	436	462	522
	5級	0	0	0	0	0	0
	6級	0	0	0	0	0	0
	合計	1,954	2,016	2,089	2,109	2,141	2,219
合計	1級	1,729	1,733	1,743	1,697	1,690	1,713
	2級	858	863	847	876	898	895
	3級	922	939	928	925	907	902
	4級	1,020	1,038	1,049	1,071	1,097	1,149
	5級	239	234	234	222	223	225
	6級	308	299	300	286	290	289
	合計	5,076	5,106	5,101	5,077	5,105	5,173

※各年4月1日時点

骨子案

総論

第2章 障害者をめぐる状況

2 知的障害者の状況

療育手帳所持者数は年々増加しており、特に等級「C」については、令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)にかけて150人以上増加しています。

【療育手帳所持者数】

(単位:人)

等級		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
18歳未満	④	87	93	95	88	94	108
	A	73	79	84	102	107	112
	B	111	118	120	133	141	137
	C	169	165	191	211	235	255
	合計	440	455	490	534	577	612
18歳以上	④	225	233	244	255	263	270
	A	214	219	223	222	229	243
	B	218	235	244	254	269	281
	C	236	250	263	273	287	303
	合計	893	937	974	1,004	1,048	1,097
合計	④	312	326	339	343	357	378
	A	287	298	307	324	336	355
	B	329	353	364	387	410	418
	C	405	415	454	484	522	558
	合計	1,333	1,392	1,464	1,538	1,625	1,709

※各年4月1日時点

3 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加し続けており、特に「2級」は毎年100人以上増加しています。また、自立支援医療(精神通院医療)受給者数も増加し続けており、特に令和7年度(2025年度)から令和8年度(2026年度)にかけては、約480人増加しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】

(単位:人)

等級	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
1級	121	118	131	127	137	124
2級	823	984	1,125	1,285	1,437	1,592
3級	532	556	667	718	753	848
合計	1,476	1,658	1,923	2,130	2,327	2,564

※各年4月1日時点

【自立支援医療(精神通院医療)受給者数】

(単位:人)

令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
3,185	3,285	3,494	3,843	3,960	4,439

※各年4月1日時点

4 難病患者の状況

指定難病特定医療費受給者数は令和8年度(2026年度)では2,245人となっており、令和4年度(2022年度)以降、毎年100人前後増加し続けています。

【指定難病特定医療費受給者】

(単位:人)

令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
1,765	1,806	1,914	2,026	2,155	2,245

※各年4月1日時点

5 障害支援区分認定者の状況

障害支援区分認定者について、年度によって増減は見られるものの、全体的に増加傾向にあり、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)にかけて全体で約100人増加しています。

【障害支援区分認定者数】		(単位:人)					
区分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
非該当	身体	0	0	0	0	0	
	知的	0	0	0	0	0	
	精神	0	0	0	0	0	
	合計	0	0	0	0	0	
1	身体	3	1	0	2	3	
	知的	1	0	1	3	1	
	精神	0	1	0	1	1	
	合計	4	2	1	6	5	
2	身体	23	11	3	22	15	
	知的	19	27	30	30	28	
	精神	33	71	65	63	88	
	合計	75	109	98	108	128	
3	身体	12	16	7	14	14	
	知的	27	32	37	45	35	
	精神	39	59	43	57	60	
	合計	78	107	87	111	101	
4	身体	11	11	12	13	13	
	知的	53	36	39	64	39	
	精神	14	12	17	17	15	
	合計	78	59	68	88	62	
5	身体	11	16	10	14	16	
	知的	38	33	30	51	39	
	精神	2	2	2	2	2	
	合計	51	51	42	63	54	
6	身体	47	40	44	51	59	
	知的	23	25	28	57	69	
	精神	1	1	1	1	2	
	合計	71	66	69	86	102	
合計	身体	107	95	76	116	120	0
	知的	161	153	165	250	211	0
	精神	89	146	128	141	168	0
	合計	357	394	365	462	452	0

※各年度3月31日時点。令和8年度は、7月末までの実績値
※重複障害の場合、障害別ではそれぞれカウントし、合計では1人としてカウントしています。

骨子案

総論

第2章 障害者をめぐる状況

第3節 障害のある児童生徒の状況

1 特別支援学級・特別支援学校等の児童生徒数

公立小中学校・義務教育学校在籍の特別支援学級の児童生徒数は年々増加しており、令和3年度(2021年度)から毎年100人以上増加し続けています。

特別支援学校については、居住地域により、進学先が主につくば特別支援学校、伊奈特別支援学校、石岡特別支援学校の3校に分かれています。いずれの学校においても令和3年度(2021年度)と比較すると児童生徒数は増加していますが、増加幅は緩やかになってきており、伊奈特別支援学校では、令和7年度(2025年度)から令和8年度(2026年度)にかけてはわずかに減少しています。

【公立中学校・義務教育学校特別支援学級数及び児童・生徒数】

(単位:学級、人)

			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
知的	小学校	学級	33	42	48	54	58	58
		児童生徒	166	215	266	300	306	309
	中学校	学級	17	17	20	25	27	28
		児童生徒	75	86	107	114	137	150
	合計	学級	50	59	68	79	85	86
		児童生徒	241	301	373	414	443	459
自閉症・ 情緒	小学校	学級	77	84	101	106	113	120
		児童生徒	473	510	583	633	679	729
	中学校	学級	29	37	40	46	52	61
		児童生徒	166	208	214	247	297	339
	合計	学級	106	121	141	152	165	181
		児童生徒	639	718	797	880	976	1,068
言語	小学校	学級	1	1	1	1	1	1
		児童生徒	3	3	2	2	2	2
	中学校	学級	0	0	0	0	0	0
		児童生徒	0	0	0	0	0	0
	合計	学級	1	1	1	1	1	1
		児童生徒	3	3	2	2	2	2
難聴	小学校	学級	1	1	2	2	2	2
		児童生徒	5	7	10	9	9	9
	中学校	学級	1	1	1	1	1	1
		児童生徒	3	2	2	1	2	3
	合計	学級	2	2	3	3	3	3
		児童生徒	8	9	12	10	11	12
合計	小学校	学級	112	128	152	163	174	181
		児童生徒	647	735	861	944	996	1,049
	中学校	学級	47	55	61	72	80	90
		児童生徒	244	296	323	362	436	492
	合計	学級	159	183	213	235	254	271
		児童生徒	891	1,031	1,184	1,306	1,432	1,541

※各年度5月1日時点

※公立小・中学校の特別支援学級は必要な支援によって組み分けされているため、障害の種別とは異なります。

【公立中学校・義務教育学校通級指導教室設置校数】

(単位:校)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
情緒	4	4	6	7	8	9
LD.ADHD	3	3	4	7	7	7

※各年度5月1日時点

【つくば特別支援学校の児童・生徒数】

(単位:学級、人)

			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
知的障害 教育部門	小学部	学級	28	27	30	35	37	38
		児童生徒	113	112	126	150	151	153
	中学部	学級	14	14	16	15	18	19
		児童生徒	63	58	64	63	80	82
	高等部	学級	13	13	13	13	12	13
		児童生徒	70	76	71	73	61	66
肢体 不自由 教育部門	小学部	学級	22	23	24	24	26	23
		児童生徒	53	60	62	65	64	61
	中学部	学級	12	14	14	11	10	11
		児童生徒	33	34	35	27	26	26
	高等部	学級	9	11	10	14	14	13
		児童生徒	22	27	27	36	35	33
合計	小学部	学級	55	54	59	63	67	70
		児童生徒	246	246	261	286	292	301
	中学部	学級	43	48	48	49	50	47
		児童生徒	108	121	124	128	125	120
	高等部	学級	50	50	54	59	63	61
		児童生徒	166	172	188	215	215	214
合計	小学部	学級	26	28	30	26	28	30
		児童生徒	96	92	99	90	106	108
	中学部	学級	22	24	23	27	26	26
		児童生徒	92	103	98	109	96	99
	高等部	学級	98	102	107	112	117	117
		児童生徒	354	367	385	414	417	421

※各年度5月1日時点

※つくば市外の児童・生徒を含んでいます。

【伊奈特別支援学校の児童・生徒数】

(単位:学級、人)

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
小学部	学級	35	38	37	41	46	42
	児童生徒	143	158	154	166	185	180
中学部	学級	19	19	19	22	22	23
	児童生徒	84	81	88	101	104	102
高等部	学級	16	17	19	19	17	17
	児童生徒	86	98	106	112	102	106
合計	学級	70	74	75	82	85	82
	児童生徒	313	337	348	379	391	388

※各年度5月1日時点

※つくば市外の児童・生徒を含んでいます。

骨子案

総論

第2章 障害者をめぐる状況

【石岡特別支援学校の児童・生徒数】

(単位:学級、人)

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
小学部	学級	17	21	20	23	24	26
	児童生徒	74	85	85	106	111	115
中学部	学級	9	12	13	13	16	16
	児童生徒	39	47	54	60	65	66
高等部	学級	12	11	11	11	12	12
	児童生徒	68	70	63	57	62	67
合計	学級	38	44	44	47	52	54
	児童生徒	181	202	202	223	238	248

※各年度5月1日時点

※つくば市外の児童・生徒を含んでいます。

2 特別支援学校卒業生の進路状況

つくば特別支援学校、伊奈特別支援学校、石岡特別支援学校の中等部を卒業した人のほとんどが、それぞれの特別支援学校高等部へ進学しています。

高等部を卒業した人の進路については、いずれの学校でも障害福祉サービスの日中系サービスを利用する人が多くなっており、伊奈特別支援学校では、一般事業所に就職する人も多くなっています。

【茨城県立つくば特別支援学校 進路状況】

■知的障害教育部門

(単位:人)

			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
中学部	進学	大学・専門学校					
		専攻科					
		特別支援学校高等部	28	15	22	21	21
		その他の高等学校	0	0	0	1	0
	就労	一般事業所	0	0	0	0	0
		その他 就労継続支援A型含	0	0	0	0	0
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉 サービス	施設入所	0	0	0	0	0
		グループホーム	0	0	0	0	0
		日中系サービス	0	0	0	0	1
	地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)		0	0	0	0	0
	在宅		0	0	0	0	1
	その他		0	0	0	0	0
	合計		28	15	22	22	23
	卒業生数		28	15	22	22	23
高等部	進学	大学・専門学校	0	0	0	0	0
		専攻科	0	0	0	0	0
		特別支援学校高等部					
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	2	4	2	3	0
		その他 就労継続支援A型含	4	2	1	1	1
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉 サービス	施設入所	0	0	0	0	1
		グループホーム	0	0	0	0	0
		日中系サービス	16	19	16	25	23
	地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)		0	0	0	0	3
	在宅		1	0	3	0	0
	その他		0	0	0	0	0
	合計		23	25	22	29	28
	卒業生数		23	25	22	29	18

骨子案

総論

第2章 障害者をめぐる状況

■肢体不自由教育部門

(単位:人)

			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
中学部	進学	大学・専門学校					
		専攻科					
		特別支援学校高等部	11	9	16	10	9
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	0	0	0	0	0
		その他 就労継続支援A型含	0	0	0	0	0
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉 サービス	施設入所	0	0	0	0	0
		グループホーム	0	0	0	0	0
		日中系サービス	0	0	0	0	0
	地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)		0	0	0	0	0
	在宅		0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0
	合計		11	9	16	10	9
	卒業生数		11	9	16	10	9
高等部	進学	大学・専門学校	1	1	0	1	0
		専攻科	0	0	0	0	0
		特別支援学校高等部					
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	0	0	0	0	0
		その他 就労継続支援A型含	0	0	0	0	0
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉 サービス	施設入所	0	0	0	0	0
		グループホーム	0	0	0	0	0
		日中系サービス	5	9	5	11	19
	地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)		0	0	0	2	0
	在宅		0	0	0	0	1
	その他		0	0	0	0	0
	合計		6	10	5	14	20
	卒業生数		6	10	5	12	9

【茨城県立伊奈特別支援学校 進路状況】

(単位:人)

			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
中学部	進学	大学・専門学校					
		専攻科					
		特別支援学校高等部	28	27	31	23	36
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	0	0	0	0	0
		その他 就労継続支援A型含	0	0	0	0	0
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉 サービス	施設入所	0	0	0	0	0
		グループホーム	0	0	0	0	0
		日中系サービス	0	0	0	0	0
	地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)		0	0	0	0	0
	在宅		0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0
	合計		28	27	31	23	36
	卒業生数		28	27	31	23	36
高等部	進学	大学・専門学校	0	0	0	0	0
		専攻科	0	0	0	0	0
		特別支援学校高等部					
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	10	11	11	20	11
		その他 就労継続支援A型含	2	1	0	0	4
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉 サービス	施設入所	0	0	0	0	0
		グループホーム	0	0	0	0	0
		日中系サービス	12	16	17	16	21
	地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)		0	0	0	1	0
	在宅		0	0	2	0	2
	その他		0	0	0	0	0
	合計		24	28	30	37	38
	卒業生数		24	28	30	37	38

【茨城県立石岡特別支援学校 進路状況】

(単位:人)

			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
中学部	進学	大学・専門学校					
		専攻科					
		特別支援学校高等部	9	15	15	19	22
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	0	0	0	0	0
		その他 就労継続支援A型含	0	0	0	0	0
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉 サービス	施設入所	0	0	0	0	0
		グループホーム	0	0	0	0	0
		日中系サービス	0	0	0	0	0
	地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)		0	0	0	0	0
	在宅		1	0	0	2	0
	その他		0	0	0	0	0
	合計		10	15	15	21	22
	卒業生数		10	15	15	21	22
高等部	進学	大学・専門学校	0	0	0	0	0
		専攻科	0	0	0	0	0
		特別支援学校高等部					
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	4	3	3	5	2
		その他 就労継続支援A型含	0	0	0	0	1
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉 サービス	施設入所	3	4	3	4	3
		グループホーム	0	1	0	0	0
		日中系サービス	15	11	19	14	13
	地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)		0	0	0	0	0
	在宅		0	0	2	3	1
	その他		0	1	0	1	0
	合計		22	20	27	27	20
	卒業生数		22	19	24	22	16

骨子案

総論

第2章 障害者をめぐる状況

第4節 障害者(児)施設の状況

つくば市内の障害福祉サービス事業所数は、下表の通りとなっております。

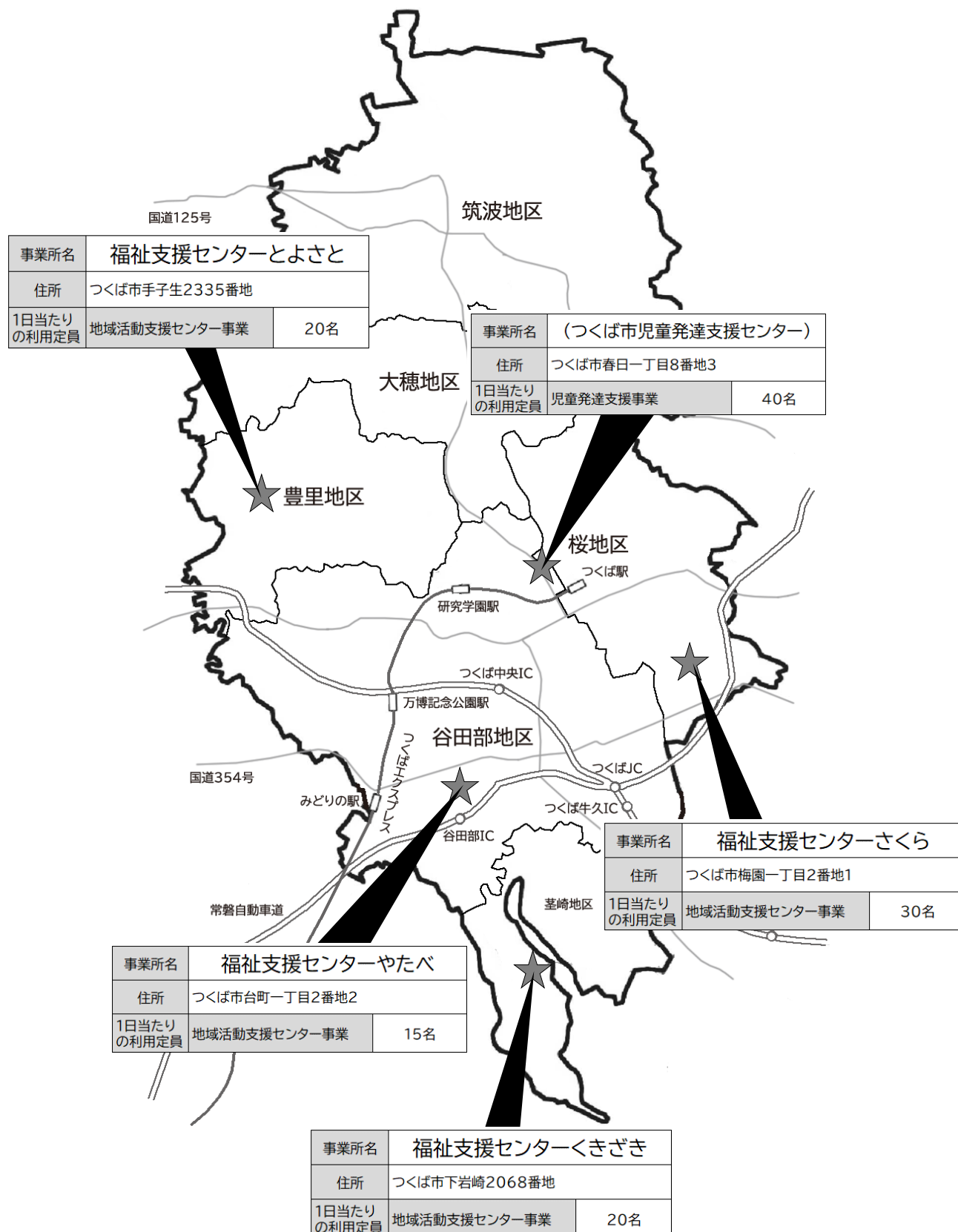
児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所が毎年大きく増加しています。

【障害福祉サービス別事業所数】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付						
1 居宅介護	18	20	21	20	24	25
2 重度訪問介護	16	17	19	19	20	22
3 同行援護	4	4	5	5	6	6
4 行動援護	4	4	4	2	4	4
5 重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
6 短期入所	19	20	22	24	25	26
7 療養介護	0	0	0	0	0	0
8 生活介護	15	15	15	13	18	20
9 施設入所支援	5	5	5	5	5	5
訓練等給付						
10 自立訓練(機能訓練)	2	2	2	2	2	2
11 自立訓練(生活訓練)	5	5	5	4	4	4
12 就労移行支援	13	13	13	14	14	14
13 就労継続支援(A型)	6	8	8	9	10	10
14 就労継続支援(B型)	30	34	36	36	39	41
15 就労定着支援	3	3	3	3	6	6
16 就労選択支援					1	1
17 共同生活援助	23	26	26	30	32	34
18 自立生活援助		1	1	1	1	1
相談支援						
19 計画相談支援	21	24	26	28	30	30
20 地域移行支援	4	4	4	4	4	4
21 地域定着支援	4	4	4	4	4	4
障害児通所支援等						
22 児童発達支援	32	41	47	55	68	72
23 放課後等デイサービス	49	51	58	59	73	78
24 保育所等訪問支援	6	7	6	9	12	13
25 居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	1
26 障害児相談支援	16	20	22	24	28	28

※各年度末時点(令和8年度のみ7月末時点)

福祉支援センターで実施している地域活動支援センター事業及び児童発達支援センターは以下のとおりです。



各 論 1
第4次つくば市障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

つくば市では、「つくば市未来構想」及び「第3期つくば市戦略プラン」において、4つの「目指すまちの姿」と17の「2030年の未来像」を掲げています。これらを踏まえ、本計画では、障害のある人・ない人、全ての市民が安心して生涯をいきいきと暮らすことができる社会をめざし、基本理念を以下のとおり定めます。

基本理念

**障害の有無にかかわらず、
安心して自立した生活を送ることができる
共生社会**

第2節 基本目標

基本理念の実現に向け、次の7つの基本目標を設定しています。

1	権利擁護の推進・障害理解の促進	すべての市民の障害等に対する理解を促進し、社会的障壁等の解消に取り組みます。
2	安心・安全な暮らしの確保	防災対策やバリアフリー化の推進等により、だれもが安心・安全に暮らせるまちづくりを推進します。
3	保健・医療体制の充実	障害や病気等の発症予防・重症化防止を図るため、早期発見・早期治療を行うための体制を整備します。
4	教育・療育の充実	障害等のある子どもや発達に心配のある子どもの健やかな成長とその保護者・家庭を支援していきます。
5	自立した地域生活のための支援の充実	相談体制の強化、福祉サービスの充実等を通して、障害者等の地域での自立した生活を支援していきます。
6	雇用・就業、経済的自立に向けた支援の充実	一人ひとりが、その働く意欲や能力・適性を活かして働くことができるよう、支援していきます。
7	社会参加の促進	障害者等が豊かな生活をおくることができるよう、気軽に参加できる場の確保や、情報周知等に取り組みます。

基本
理念

障害の有無にかかわらず、安心して自立した生活を送ることができる共生社会

基本目標

施策の展開

基本目標1
権利擁護の推進・障害理解
の促進

- 1-1 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実
- 1-2 障害者虐待防止のための体制の充実・強化
- 1-3 差別の禁止
- 1-4 啓発活動の充実

基本目標2
安心・安全な暮らしの確保

- 2-1 住宅政策の推進
- 2-2 都市施設・道路の整備
- 2-3 交通手段の確保
- 2-4 防災体制の充実
- 2-5 消費者被害等の未然防止

基本目標3
保健・医療体制の充実

- 3-1 健康づくりの支援
- 3-2 精神医療体制の充実
- 3-3 保健・医療体制の整備

基本目標4
教育・療育の充実

- 4-1 早期発見体制の充実
- 4-2 障害児への支援
- 4-3 保護者やきょうだいへの支援
- 4-4 インクルーシブ教育の普及

基本目標5
自立した地域生活のための
支援の充実

- 5-1 地域での支援体制の整備
- 5-2 地域拠点の整備
- 5-3 相談支援体制の充実・強化
- 5-4 日常生活支援の充実
- 5-5 福祉人材の確保と育成

基本目標6
雇用・就業、経済的自立に向
けた支援の充実

- 6-1 就労機会の充実
- 6-2 就労の場の確保

基本目標7
社会参加の促進

- 7-1 社会活動への参加と交流の促進
- 7-2 生涯学習の推進
- 7-3 ボランティア活動の促進
- 7-4 コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化
- 7-5 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実

第2章 施策の展開

基本目標Ⅰ 権利擁護の推進・障害理解の促進

すべての市民の障害等に対する理解を促進し、社会的障壁等の解消に取り組みます。

【現状・課題】

- 令和6年（2024年）4月に、「改正障害者差別解消法」が施行され、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されました。共生社会の実現のためには、障害や障害者であることを理由とした虐待・差別をなくすことはもちろん、障害等に起因する社会的障壁を解消していく必要があります。
- 障害等により一人で意思決定をすることが難しい人の権利を守るための「成年後見制度」については、より利用しやすい制度にする等の観点から、令和8年（2026年）6月に民法の改正が行われました。
- つくば市では、ホームページ等を活用して周知・啓発活動に取り組んできましたが、アンケート調査では、令和4年度に実施した調査（以下、「前回調査」という。）と比較して、関連法律等について「名前を聞いたことはないし、内容も知らない」と回答した人の割合が増えています。
- 差別の解消のためには、障害や障害者に対する正しい理解が必要です。ヒアリング調査では、「障害について、また、障害者にとって必要なケアについての、継続的な周知活動が必要」「障害理解と交流は全体として着実に進んでいるが、一人ひとりへの適切な理解にはまだ届いていない」等の意見がありました。

回答者数	
今回	前回
820	982

Q.あなたは障害者虐待防止法を知っていますか。

	内容などをよく知っている			詳しくは分らないが、概要は知っている			名前を聞いたことがある程度			名前を聞いたことはないし、内容も知らない			無回答		
	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比
回答数(人)	36	38	-2	181	198	-17	297	360	-63	285	326	-41	21	60	-39
回答率	4.4%	3.9%	0.5	22.1%	20.2%	1.9	36.2%	36.7%	-0.5	34.8%	33.2%	1.6	2.6%	6.1%	-3.5

Q.あなたは障害者差別解消法を知っていますか。

	内容などをよく知っている			詳しくは分らないが、概要は知っている			名前を聞いたことがある程度			名前を聞いたことはないし、内容も知らない			無回答		
	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比
回答数(人)	34	43	-9	143	155	-12	219	263	-44	402	454	-52	22	67	-45
回答率	4.1%	4.4%	-0.3	17.4%	15.8%	1.6	26.7%	26.8%	-0.1	49.0%	46.2%	2.8	2.7%	6.8%	-4.1

Q.あなたは成年後見制度を知っていますか。

	内容などをよく知っている			詳しくは分らないが、概要は知っている			名前を聞いたことがある程度			名前を聞いたことはないし、内容も知らない			無回答		
	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比
回答数(人)	78	90	-12	243	314	-71	255	284	-29	227	229	-2	17	65	-48
回答率	9.5%	9.2%	0.3	29.6%	32.0%	-2.4	31.1%	28.9%	2.2	27.7%	23.3%	4.4	2.1%	6.6%	-4.5

Q.あなたは、障害があることでのいやな思いをしたり、差別を感じたことがありますか。

	いつも感じる			たまに感じる			ほとんど感じることはない			わからない			無回答		
	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比
回答数(人)	69	105	-36	247	316	-69	341	387	-46	136	126	10	27	48	-21
回答率	8.4%	10.7%	-2.3	30.1%	32.2%	-2.1	41.6%	39.4%	2.2	16.6%	12.8%	3.8	3.3%	4.9%	-1.6

施策の方向性

1-1 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実

障害等により意思決定や判断を一人ですることが難しい方が地域で生活していくうえで、不当に権利を侵害されることがないように、必要な支援を行います。

No.	事業名	概要
1		
2		

1-2 障害者虐待防止のための体制の充実・強化

障害や障害者であることによる虐待を防止するため、通報を受けた際に速やかに対応できる体制の整備や啓発活動を行います。

No.	事業名	概要

1-3 差別の解消

障害や障害者であることによる差別や、障害を起因とした社会的障壁の解消に取り組めます。

No.	事業名	概要

骨子案

各論1 第4次つくば市障害者計画

第2章 施策の展開

1-4 啓発活動の充実

障害や障害者に対する正しい理解を広めるための啓発活動に取り組みます。

No.	事業名	概要

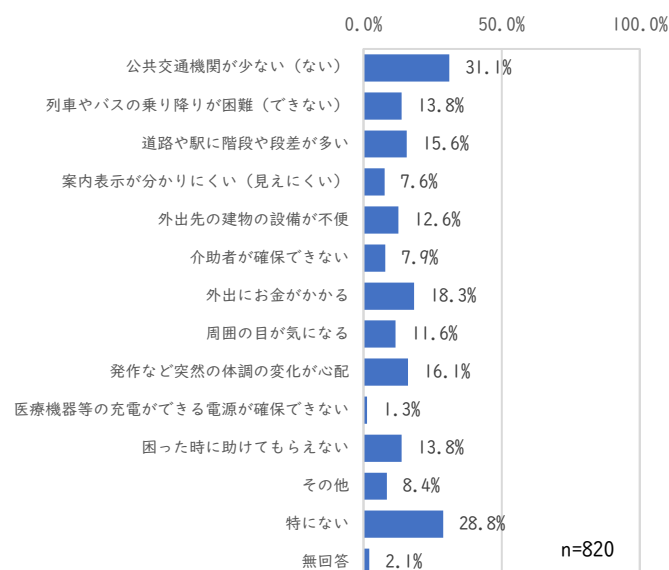
基本目標2 安心・安全な暮らしの確保

防災対策やバリアフリー化の推進等により、だれもが
安心・安全に暮らせるまちづくりを推進します。

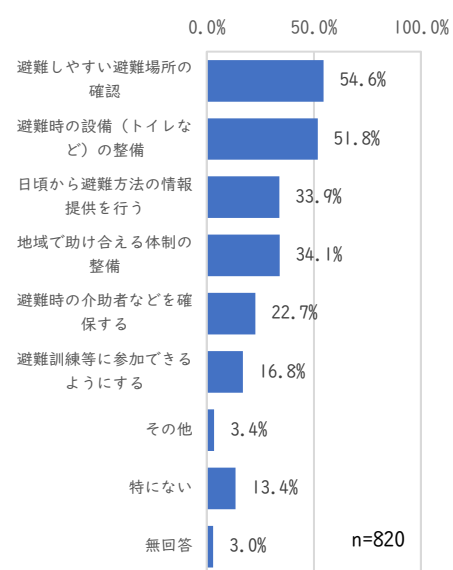
【現状・課題】

- 平成18年（2006年）12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」について、令和7年（2025年）6月に3度目の改正法が施行され、トイレや駐車場の設置基準等の見直しが行われました。
- 災害対策基本法が令和3年度に改正され、優先度の高い対象者の個別避難計画の作成についても盛り込まれました。また、令和7年度の改正では、高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が明記されました。
- つくば市では、避難行動要支援者登録制度を推進するとともに、防災訓練や福祉避難所となる施設との協定、災害時備蓄品の準備などを行っています。
- つくば市では、令和6年（2024年）3月に「つくば市バリアフリーマスタープラン」を策定して指針を定め、バリアフリー化への取組みを加速させています。
- アンケート調査では、外出時に困ることについて「公共交通機関が少ない（ない）」との回答が、31.1%と最も多く集まりました。また、「発作などの突然の体調の変化が心配」との回答が16.1%あり、障害等により移動に困難や不安が伴う人のため、移動手段の確保や安心して移動するための支援が求められています。
- 災害時などの緊急時において必要だと思うことについて、アンケート調査では、「避難しやすい避難場所の確認」「避難時の設備（トイレなど）の整備」との回答がともに50.0%を超えているほか、「日頃から避難方法の情報提供を行う」「地域で助け合える体制の整備」にも30.0%を超える回答があり、ヒアリング調査でもこれらを求める意見が集まりました。

Q. 外出時に困ることは何ですか？



Q. 災害時に備えて、今後どのような対策が必要だと思いますか？



骨子案

各論1 第4次つくば市障害者計画
第2章 施策の展開

施策の方向性

2-1 住宅政策の推進

市営住宅のバリアフリー化や、バリアフリーに対応している民間住宅、グループホームなどの情報収集・提供に取り組みます。

No.	事業名	概要

2-2 都市施設・道路の整備

障害の有無にかかわらず、すべての人が安全に地域で生活できるよう、つくば市の公共施設や道路について、バリアフリー化や修繕等を実施していきます。

No.	事業名	概要

2-3 交通手段の確保

障害等が原因で移動が大きく制限されることがないように、移動に係る支援や、公共交通機関利用の際の割引制度の周知等を実施していきます。

No.	事業名	概要

2-4 防災体制の充実

地域での見守り体制の整備や周知・啓発活動により、防災体制の充実を図ります。また、緊急時に落ち着いて対応することができるよう、避難訓練や避難計画作成の支援等を実施していきます。

No.	事業名	概要

2-5 消費者被害等の未然防止

消費者被害等を防ぐための注意喚起や啓発活動等を実施していきます。

No.	事業名	概要

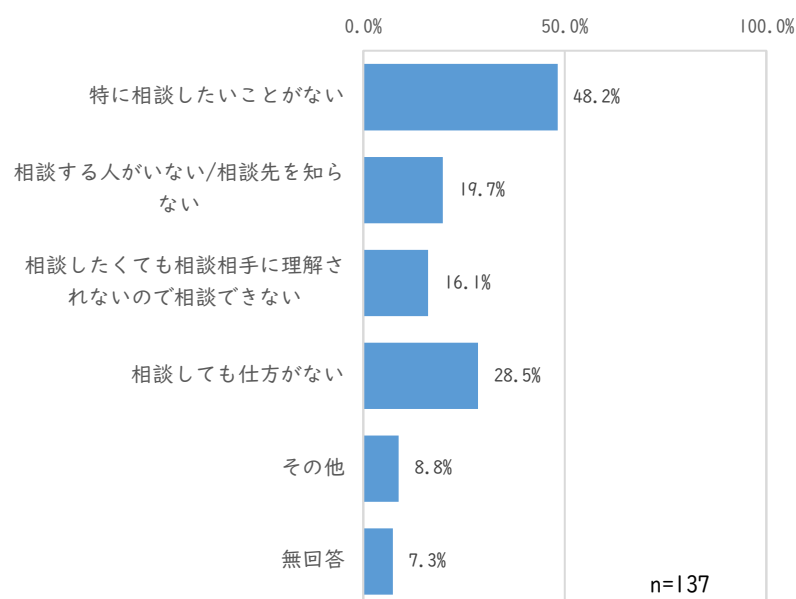
基本目標3 保健・医療体制の充実

障害や病気等の発症予防・重症化防止を図るため、早期発見・早期治療を行うための体制を整備します。

【現状・課題】

- こころの健康の維持については重要な課題の一つであり、令和6年版厚生労働白書の第1部において、早期発見・治療の重要性等について言及されています。
- 全国的に精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。精神障害については、脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病との関係が指摘されており、若い年代から健康づくりに取り組み、生活習慣病の発症や重症化を予防することや、健康診査等で疾病や障害を早期に発見し、重症化する前に治療することがより重要となってきています。
- 医療的ケアを必要とする児童は増加傾向にあり、つくば市では「医療的ケア児等コーディネーター」を配置し、生活する上で必要な各種サービスの紹介や相談に応じているほか、「つくば市医療的ケア児支援体制協議会」で課題の整理や情報共有を行い、支援体制の整備を行っています。
- アンケート調査では、困っていることや悩みを相談していない人のうち、「相談する人がいない／相談先を知らない」との回答が19.7%あり、相談窓口の周知や相談体制の整備が課題となっています。
- ヒアリング調査では、「気軽に健康相談ができるような仕組み」「NICU退院後に地域へ移行するための支援体制づくり」「レスパイト施設の確保・拡充」が必要という意見等がありました。

Q. 困ったことや悩みについて相談していないのはなぜですか？



施策の方向性

3-1 健康づくりの支援

若い年代から健康づくりに取り組み、また、成人後も定期的に健診を行うことで、病気の発症や重症化の防止を図ります。

No.	事業名	概要

3-2 精神医療体制の充実

精神障害者等が地域で生活していくため、必要な福祉サービス等の充実を図るとともに、医療機関等との連携体制の整備等を通して、支援体制を構築していきます。

No.	事業名	概要

3-3 保健・医療体制の整備

医療的ケアを必要とする方が利用できる施設の拡充を図ります。また、制度や感染症等の情報周知により、必要な受診につなげ、重症化の防止を図ります。

No.	事業名	概要

骨子案

各論1 第4次つくば市障害者計画
第2章 施策の展開

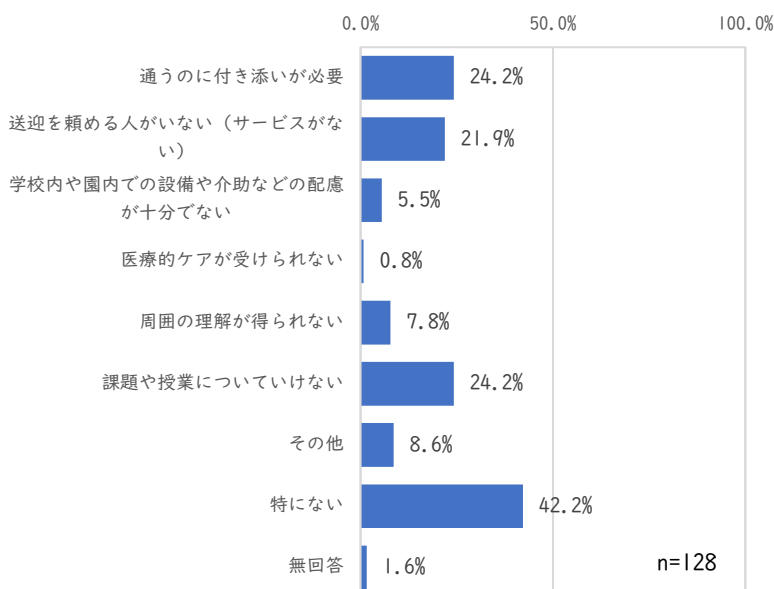
基本目標4 教育・療育の充実

障害等のある子どもや発達に心配のある子どもの健やかな成長とその保護者・家庭を支援していきます。

【現状・課題】

- 令和5年（2023年）12月22日に閣議決定されたこども未来戦略において、障害児への支援にあたり、早期発見・早期支援等の強化、地域における支援体制強化とインクルージョンの推進、専門的な支援の強化等に取り組んでいくこととしています。
- つくば市では、障害児及び発達に課題のある児童や家族への支援の中核を担う機関として、令和9年（2027年）4月に児童発達支援センターを開設します。
- つくば市においては、障害児通所サービス受給者証交付者について令和6年度には1,674人、令和7年度には1,828人と増加傾向にあり、市内の障害児通所事業所もそれに伴って増加している一方で、セルフプラン率が56.7%と高くなっており、相談支援体制の整備の必要性がより大きくなっています。
- アンケート調査では、施設・学校・保育所等に通うにあたって困っていることについて、「通うのに付き添いが必要」「課題や授業についていけない」との回答がそれぞれ24.2%ありました。
- ヒアリング調査では、支援者側の障害等に関する理解不足や医療的ケア児の受入れ体制が整っている学校や保育所等の不足、教育・保育・療育・医療の連携不足等を懸念する声がありました。

Q.施設・学校・保育所等に通うにあたって困っていることはなんですか？



施策の方向性

4-1 早期発見体制の充実

乳幼児期の健康診査や相談窓口の設置により、疾病・障害や発達の特徴等を早期に発見・把握し、関係部署と連携して必要な支援につなげていきます。

No.	事業名	概要

4-2 障害児への支援

保育所や療育施設等での受入れ体制を整備するとともに、支援者に対する助言等を通して、支援の質の向上を図ります。

No.	事業名	概要

4-3 保護者やきょうだい児への支援

相談窓口の設置や助言等により、障害児や発達に心配のある児童を育てる家族・家庭の不安や悩みの解消に取り組み、安定した育児環境の構築をサポートします。

No.	事業名	概要

骨子案

各論1 第4次つくば市障害者計画

第2章 施策の展開

4-4 インクルーシブ教育の普及

特別支援学校との交流や職員への研修等、障害等に対する理解を深める取組みや、合理的配慮の提供等を通して、誰もが適切な指導・支援を受けることができるよう、また、障害等により学びの場の選択肢が減ってしまわないよう、環境整備に努めていきます。

No.	事業名	概要

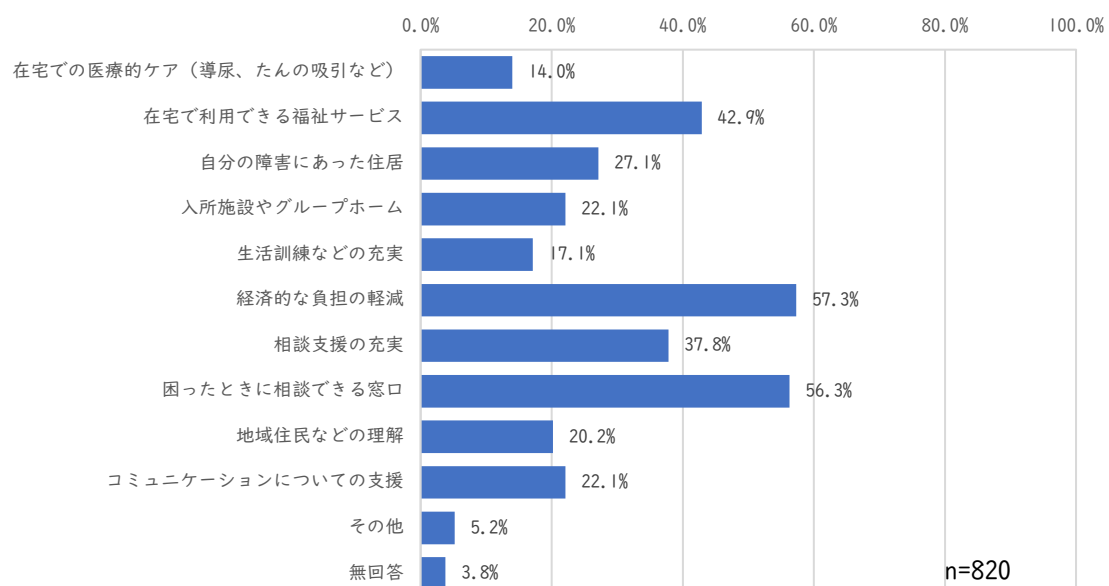
基本目標5 自立した地域生活のための支援の充実

相談体制の強化、福祉サービスの充実等を通して、障害者等の地域での自立した生活を支援していきます。

【現状・課題】

- 令和6年（2024年）4月1日の障害者総合支援法の改正に伴い、地域生活支援拠点等の設置・整備が市町村の努力義務とされました。
- 地域生活支援拠点等とは、障害等の重度化、介護者の高齢化・不在に備え、障害者等が地域で自立して生活していくために必要な機能の中核を担うものであり、つくば市では令和6年（2024年）6月に設置しています。
- アンケート調査では、地域での生活において必要だと思うことについて、「経済的な負担の軽減」、「困ったときに相談できる窓口」との回答が50.0%を超えているほか、「在宅で利用できる福祉サービス」との回答も42.9%と多く集まりました。
- ヒアリング調査では、個別のニーズに対応した住居・グループホームや、重度障害者が利用できる施設、緊急時に一時的に預かることのできる場を求める声や、高齢化や孤立化により情報が入らず、支援が必要な人に行き届いていない等の指摘がありました。
- ヒアリング調査では、介護者の高齢化が顕著であり、介護者亡き後の問題が差し迫っている中、障害者の自立に向けた相談ができる窓口設置や、多様な障害に合わせた受け皿の充実、専門的な人材の確保・養成が求められるという声もありました。

Q. 将来、地域での生活においてどのようなことが必要になると思いますか？



骨子案

各論1 第4次つくば市障害者計画
第2章 施策の展開

施策の方向性

5-1 地域での支援体制の整備

地域での見守り等により、支援が必要な人を見逃さない体制を整えます。また、地域課題を関係機関等と共有して連携強化を図り、地域課題解決のための検討を進めることで、障害の有無にかかわらず安心・安全に生活できる地域づくりを推進します。

No.	事業名	概要

5-2 地域拠点の整備

関係機関との連携や必要な支援の提供、緊急時の対応等において中核となる地域拠点を整備します。

No.	事業名	概要

5-3 相談支援体制の充実・強化

困りごとや悩みを抱えこんでしまうことのないよう、相談窓口の設置・周知を行うとともに、必要に応じて関係部署と連携し、必要な支援につなげていきます。

No.	事業名	概要

5-4 日常生活支援の充実

障害者等が地域で生活していくために必要な支援の提供体制を確保するとともに、周知活動や関係機関との連携等により、支援を必要とする人に情報が届くよう努めます。

No.	事業名	概要

5-5 福祉人材の確保と育成

支援体制の整備にあたり必要不可欠な福祉人材を確保するため、補助事業を継続するとともに、人材育成及び従事者間の関係づくりのため、情報共有や事例検討を行う場をつくります。

No.	事業名	概要

骨子案

各論1 第4次つくば市障害者計画
第2章 施策の展開

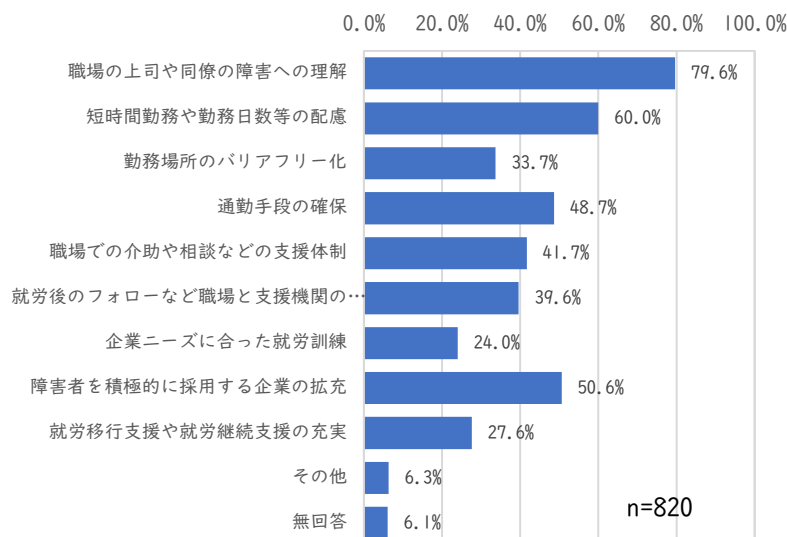
基本目標6 雇用・就業、経済的自立に向けた支援の充実

一人ひとりが、その働く意欲や能力・適性を活かして働くことができるよう、支援していきます。

【現状・課題】

- 継続した就労のためには、個々の能力や適性に応じた働き方ができることが非常に重要であり、令和7年（2025年）10月、就職や就労系福祉サービスの利用を希望する障害者等について、短期間の体験・面談等を経て、個々の長所や配慮が必要な点等を整理し、個々の希望や能力等に合った選択につなげるための「就労選択支援」が新設されました。
- つくば市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（障害者優先調達推進法）」の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図ることを目的として、「つくば市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、この方針に基づいて障害者就労施設等からの物品等の調達を推進しています。
- つくば市では、市内の障害者施設での生産活動や役務提供について、それらを必要とする行政や企業への情報提供や受発注の調整等のマッチングを行う「つくば市受発注窓口」を設置し、障害者施設の製品の受注量の増加や販路の拡大や、そこで働く障害者の収入（工賃）の増加につなげていくことを目指しています。
- 障害のある人が就労するために必要だと思うことについて、「職場の上司や同僚の障害への理解」との回答が79.6%と非常に多くっており、障害者等に対する支援のみでなく、雇用者や共に働く人の障害に対する理解を深めるための取組みも必要とされています。
- 上記以外に「短時間勤務や勤務日数等の配慮」「障害者を積極的に採用する企業の充実」「通勤手段の確保」との回答も多く、ヒアリング調査においても同様の意見がありました。このほか、就職後のフォローアップ、通勤を要しない働き方の拡充等を求める声がありました。

Q. 障害のある人が就労するために、どのようなことが必要だと思いますか？



施策の方向性

6-1 就労機会の充実

関係機関と連携し、障害者等の就労やその継続のための支援を行います。

No.	事業名	概要

6-2 就労の場の確保

障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等から物品や役務を優先的に調達する等、関係機関と連携を取りながら、障害者等の就労の場を確保します。

No.	事業名	概要

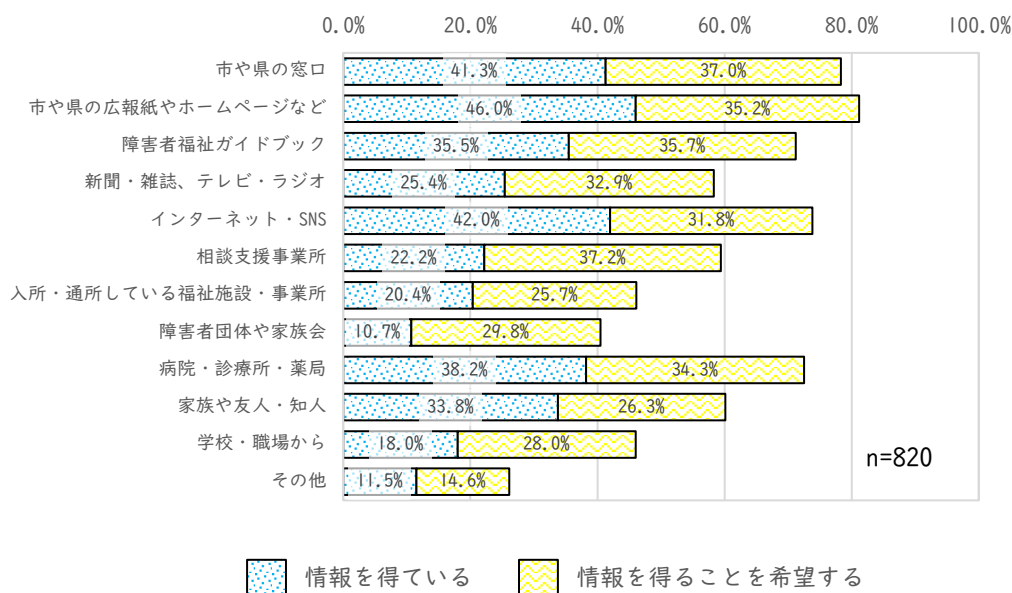
基本目標7 社会参加の促進

障害者等が豊かな生活をおくることができるよう、気軽に参加できる場の確保や、情報周知等に取り組めます。

【現状・課題】

- 国では、障害等のある人が学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、学校卒業後における学びの支援、障害者スポーツや障害者の文化芸術活動の振興等に取り組んでいます。
- 障害者等が地域で生活をしていくためには、必要な情報の入手、社会活動への参加、他者との交流等が阻まれない環境を構築していく必要があります。
- つくば市では、令和7年（2025年）7月3日に「つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」を制定し、コミュニケーション手段の確保及び情報利用の円滑化を図っています。
- つくば市では、在宅等障害者（児）が気軽に参加でき、余暇活動の充実を図ることを目的として、令和8年（2026年）4月から障害者余暇活動支援事業を開始しました。
- アンケート調査では、福祉サービスなどの情報について、現在情報を得ている場所・今後得たい場所のいずれにおいても、「市や県の広報紙やホームページ」「市や県の窓口」という回答が多くなっています。このことから、市のホームページ等を活用し、効果的な周知・啓発を図る必要があります。
- ヒアリング調査では、定期開催されるイベントの実施、イベント会場等へのアクセス支援、市による積極的な情報提供等を求める意見等がありました。

Q. 福祉サービスや福祉制度の情報を現在どこから得ていますか。また、今後はどこから得たいですか？



施策の方向性

7-1 社会活動への参加と交流の促進

障害者等が参加することできるイベントの開催やその周知に取り組み、障害者等の社会活動への参加と交流の促進を図ります。

No.	事業名	概要

7-2 生涯学習の推進

障害者等が生涯学習を楽しむことができるよう、講座等の情報提供に努めます。

No.	事業名	概要

7-3 ボランティア活動の促進

地域生活における支援や、人とのかかわりをつくるボランティア活動を促進するため、人材の育成や活動の周知・啓発に取り組みます。

No.	事業名	概要

骨子案

各論1 第3次つくば市障害者計画

第2章 施策の展開

7-4 コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化

障害の特性を理解し、配慮した情報発信や、コミュニケーションツールの活用等、情報のバリアフリー化に努めます。

No.	事業名	概要

7-5 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実

障害者等が文化芸術等の趣味の活動やスポーツ・レクリエーション活動等に参加できるよう、必要な支援や関連するイベント等の周知を行います。

No.	事業名	概要

各 論 2

第8期つくば市障害福祉計画
第4期つくば市障害児福祉計画

骨子案

各論1 第3次つくば市障害者計画

第2章 施策の展開

第1章 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき提供される福祉サービスの全体像は以下の通りです。

障害者総合支援法	
自立支援給付 ■ 介護給付 ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援 ・ 短期入所 ・ 療養介護 ・ 生活介護 ・ 施設入所支援 ■ 訓練等給付 ・ 自立訓練(機能訓練、生活訓練) ・ 就労選択支援・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援(A型、B型) ・ 就労定着支援 ・ 共同生活援助(グループホーム) ・ 自立生活援助 ■ 相談支援 ・ 計画相談支援 ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援 ■ 自立支援医療 ・ 更生医療 ・ 育成医療 ・ 精神通院医療 ■ 補装具 ・ 補装具費の支給	地域生活支援事業 ■ 市町村(必須事業) ・ 理解促進・啓発事業 ・ 自発的活動支援事業 ・ 相談支援事業 ・ 成年後見制度利用支援事業 ・ 成年後見制度法人後見支援事業 ・ 意思疎通支援事業 ・ 日常生活用具給付等事業 ・ 手話奉仕員養成研修事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センター機能強化事業 ■ 市町村(任意事業) その他自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業 ・ 日中一時支援事業 ・ 訪問入浴サービス事業 ・ 地域生活支援促進事業 ■ 都道府県(必須事業) ・ 専門性の高い相談支援事業及び意思疎通を行う者の養成・派遣事業 ・ 障害福祉サービス等の質を向上させるための事業 など
児童福祉法	
障害児への福祉サービス	
■ 障害児通所支援 ・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援 ・ 居宅訪問型児童発達支援	■ 障害児相談支援 ・ 障害児支援利用援助 ・ 継続障害児支援利用援助 ■ 障害児入所支援※都道府県 ・ 障害児入所支援(福祉型・医療型)

骨子案

各論2 第8期つくば市障害福祉計画 第4期つくば市障害児福祉計画

第2章 福祉サービスの見込み量

第2章 福祉サービスの見込み量

障害者が地域でいつまでも安心して生活ができるようにするため、前計画時の各種サービスの利用実績や障害福祉に関するアンケート調査結果からの意向等を踏まえ、今後3年間の障害福祉サービス及び障害児に向けた福祉サービスの確保を図ります。

なお、本計画で見込む各種サービス等の見込量は、今後の整備・確保方策を図るために設定したものであり、実際の利用に制限をかけるものではありません。見込量を超えた場合でも、必要なサービスの提供に取り組みます。

第1節 自立支援給付

1 介護給付

介護給付では、障害者が日常生活上、継続的に必要な介護支援を受けながら、その人らしく生活するためのサービスが提供されます。そのため、サービス需要に応じたサービスの量の確保が必要となりますので、引き続き提供体制の整備状況の把握に努めます。

(1) 居宅介護

障害支援区分1以上の人を対象として、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般に係る援助を行うサービスです。

■ 前計画の実績

事業所数はほぼ横ばいですが、需要が高まっており、実利用者数、利用時間ともに計画値を上回っています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	130	180	190	200
	利用時間(時間)	2,050	2,900	3,100	3,300
実績値	実利用者数(人)	168	182	196	
	利用時間(時間)	2,847	3,437	3,950	
利用率	実利用者数(%)	129.2	101.1	103.2	0.0
	利用時間(%)	138.9	118.5	127.4	0.0

※令和8年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)	0	0	0
	利用時間(時間)	0	0	0

(2) 重度訪問介護

居宅内での生活全般に係る援助や、長時間の見守り支援を行うサービスです。

重度の肢体不自由、重度の知的・精神障害があり常時介護を必要とする人で、障害支援区分4以上かつ二肢以上にまひ等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている人、または障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である人が対象となります。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)	0	0	0
	利用時間(時間)	0	0	0

(3) 同行援護

視覚障害者が外出する時、本人に同行して、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものです。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)	0	0	0
	利用時間(時間)	0	0	0

骨子案

各論2 第8期つくば市障害福祉計画 第4期つくば市障害児福祉計画

第2章 福祉サービスの見込み量

(4) 行動援護

知的障害や精神障害のために行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他、行動する際に必要な援助を行います。障害支援区分3以上の人で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上の人を対象となります。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)	0	0	0
	利用時間(時間)	0	0	0

(5) 重度障害者等包括支援

常時介護を要する人のうち、障害支援区分が区分6で意思疎通が困難な人で、なおかつ居宅介護、介護の必要度が著しく高い人に、居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービスです。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)	0	0	0
	利用時間(時間)	0	0	0

(6) 短期入所(ショートステイ)

居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者を施設に入所させ、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行うサービスです。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)	0	0	0
	利用日数(日)	0	0	0

(7) 療養介護

医療を必要とする障害者で常時介護を要し、主として昼間において病院その他の施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行うサービスです。

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の人や、筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある障害支援区分5以上の人を対象としています。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)			

骨子案

各論2 第8期つくば市障害福祉計画 第4期つくば市障害児福祉計画

第2章 福祉サービスの見込み量

(8) 生活介護

常時介護の支援が必要な人で、障害支援区分3(50歳以上の場合は区分2)以上の人、または障害者支援施設に入所している区分4(50歳以上の場合は区分3)以上の人を対象に、主として昼間において、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力向上のための必要な援助を行うものです。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)	0	0	0
	利用日数(日)	0	0	0

(9) 施設入所支援

施設で生活しながら、生活全般に係る援助や、社会生活を営むために必要な訓練を行うサービスです。生活介護を受けている障害支援区分4(50歳以上の場合は区分3)以上の人、あるいは自立訓練または就労移行支援などの日中活動系のサービスを受けている人で入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、または地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人が対象となります。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)			

2 訓練給付等

障害者総合支援法は、身体機能等のリハビリテーション、就業のための訓練、地域で共生するために必要なグループホーム等を訓練等給付と定めています。

(1) 自立訓練(機能訓練)

身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援を行うサービスです。訓練等給付の自立訓練の一部となります。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)	0	0	0
	利用日数(日)	0	0	0

(2) 自立訓練(生活訓練)

通所施設等において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活や社会生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行うサービスです。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)	0	0	0
	利用日数(日)	0	0	0

骨子案

各論2 第8期つくば市障害福祉計画 第4期つくば市障害児福祉計画

第2章 福祉サービスの見込み量

(3) 就労選択支援【新規】

ハローワーク等の雇用支援機関、計画相談支援事業所、教育や医療などの関係機関等との意見交換等を行うことにより、障害者本人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行います。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)	0	0	0
	利用日数(日)	0	0	0

(4) 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の人を対象に、定められた期間、生産活動などの活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)	0	0	0
	利用日数(日)	0	0	0

(5) 就労継続支援(A型)

通常の事業者には雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動やその他の活動の機会の提供及び就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)	0	0	0
	利用日数(日)	0	0	0

(6) 就労継続支援(B型)

通常の事業者には雇用されることが困難な障害者に対し、生産活動やその他の活動の機会の提供及び就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)	0	0	0
	利用日数(日)	0	0	0

骨子案

各論2 第8期つくば市障害福祉計画 第4期つくば市障害児福祉計画

第2章 福祉サービスの見込み量

(7) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害者で、就労に伴う環境変化等により生活面に課題が生じている人に対し、企業や関係機関と連携して問題解決を図るための支援を行うサービスです。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)			

(8) 共同生活援助(グループホーム)

主に夜間に、共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)			

(9) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で、一人暮らしを希望する人に対して、一定期間定期的に利用者の居宅を訪問して生活状態を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)			

骨子案

各論2 第8期つくば市障害福祉計画 第4期つくば市障害児福祉計画

第2章 福祉サービスの見込み量

3 相談支援

障害者総合支援法では、基本相談支援、計画相談支援、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の3つを相談支援と定めています。

(1) 計画相談支援

全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、サービス等の利用計画の作成とモニタリングを実施します。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)			

(2) 地域移行支援

福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者が地域生活へ移行するために、重点的な支援を必要とする人に住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを実施します。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)			

(3) 地域定着支援

地域における単身の障害者や、家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者や、地域生活移行者を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の相談などを行います。

■ 前計画の実績**◆ 今後の見込み**

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)			

骨子案

各論2 第8期つくば市障害福祉計画 第4期つくば市障害児福祉計画
第2章 福祉サービスの見込み量

第2節 障害児への福祉サービス

1 障害児通所支援

児童福祉法では、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援を障害児通所支援と定めています。

(1) 児童発達支援

就学前の子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導とともに、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)	0	0	0
	利用日数(日)	0	0	0

(2) 放課後等デイサービス

就学中の障害のある子どもを対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することで、自立の促進と居場所づくりを推進します。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)	0	0	0
	利用日数(日)	0	0	0

(4) 保育所等訪問支援

障害児のことを熟知している児童指導員や保育士が、保育所等を2週間に1回程度訪問することで、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)	0	0	0
	利用日数(日)	0	0	0

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスです。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)	0	0	0
	利用日数(日)	0	0	0

骨子案

各論2 第8期つくば市障害福祉計画 第4期つくば市障害児福祉計画

第2章 福祉サービスの見込み量

2 障害児相談支援

障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障害児の心身の状況や置かれている環境、障害児または保護者の意向などを踏まえて障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後は、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)			

第3節 地域生活支援事業

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業(年間)

障害者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、住民を対象に、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業です。

つくば市では、障害者や高齢者、市民、児童及びボランティア団体が協力して、ともにスポーツやレクリエーション活動などを通じ、生きがいや健康づくり、社会参加の意欲と相互理解を深めることを目的に、毎年10月に「おひさまサンサン生き生きまつり」を開催しています。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画	有無			

(2) 自発的活動支援事業(年間)

障害者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う各種活動を支援する事業です。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画	有無			

骨子案

各論2 第8期つくば市障害福祉計画 第4期つくば市障害児福祉計画

第2章 福祉サービスの見込み量

(3) 相談支援事業

障害者及び家族や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業です。「基幹相談支援センター」「指定一般相談支援事業者」「指定特定相談支援事業者」があります。

i 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務とともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を総合的に行うことを目的としたものです。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	(か所)			

ii 指定一般相談支援事業者

障害者の福祉全般の相談に応じる基本相談支援のほか、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)を行います。

■ 前計画の実績

これまでと同様、4か所の事業所が県の指定を受けて、一般相談支援事業を実施しています。

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	(か所)			

iii 指定特定相談支援事業者

障害者の福祉全般の相談に応じる基本相談支援のほか、障害者が障害福祉サービスを利用するにあたり、障害福祉サービス等利用計画の作成(サービス利用支援)や利用開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続サービス利用支援)等の支援を行います。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	(か所)			

骨子案

各論2 第8期つくば市障害福祉計画 第4期つくば市障害児福祉計画

第2章 福祉サービスの見込み量

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有用であると認められる場合に、申立てに要する経費と成年後見人等の報酬を助成する事業です。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画	有無			

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

社会福祉法人やNPO法人などが成年後見人等になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う制度です。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画	有無			

(6) 意思疎通支援事業

聴覚や言語・音声機能等の障害のため意思疎通及び日常生活の営みに支障をきたしている障害者に対し、意思疎通支援を行う者の派遣等を通じて意思疎通を支援する事業です。「手話通訳者派遣事業」「要約筆記者派遣事業」「手話通訳者設置事業」「重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業」があります。

i 手話通訳者派遣事業

手話を必要とする聴覚障害者に、手話通訳者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	延べ利用者数(人)			

ii 要約筆記者派遣事業

要約筆記を必要とする聴覚障害者に、要約筆記者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	延べ利用者数(人)			

骨子案

各論2 第8期つくば市障害福祉計画 第4期つくば市障害児福祉計画
第2章 福祉サービスの見込み量

iii 手話通訳者設置事業

庁舎内に手話通訳者を設置し、聴覚障害者等が来庁した際の意味疎通支援を行います。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	延べ利用者数(人)			

iv 重度障害児等入院時コミュニケーション事業

意思疎通が困難で介護者がいない重度の障害者が入院した場合に、コミュニケーション支援員を入院先に派遣し、入院時の意思疎通を支援する事業です。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	延べ利用者数(人)			

(7) 日常生活用具給付等事業

在宅で生活している障害者に、日常生活を円滑に過ごすための用具を支給するものです。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
介護・訓練支援用具	計画値 利用件数(件)			
自立生活支援用具	計画値 利用件数(件)			
在宅療養等支援用具	計画値 利用件数(件)			
情報・意思疎通支援用具	計画値 利用件数(件)			
排せつ管理支援用具	計画値 利用件数(件)			
居宅生活動作支援用具	計画値 利用件数(件)			
合計	計画値 利用件数(件)	0	0	0

骨子案

各論2 第8期つくば市障害福祉計画 第4期つくば市障害児福祉計画

第2章 福祉サービスの見込み量

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、手話奉仕員を養成するため、入門コースと基礎コースのそれぞれ年間30回にわたる講座を実施しています。講座の3分の2回以上出席した方に修了証をお渡ししています。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	入門コース 修了人数(人)			
計画値	基礎コース 修了人数(人)			

(9) 移動支援事業

障害者の外出時に、移動に係る支援を行う事業です。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)	0	0	0
	利用時間(時間)	0	0	0

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障害者が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る事業です。「Ⅰ型」「Ⅱ型」「Ⅲ型」があります。

i 地域活動支援センター(Ⅰ型)

専門職員を配置して、医療・福祉及び地域との連携強化のための調整や地域住民ボランティア育成等を実施し、相談支援事業をあわせて実施しているものです。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	箇所数(か所)			

骨子案

各論2 第8期つくば市障害福祉計画 第4期つくば市障害児福祉計画

第2章 福祉サービスの見込み量

ii 地域活動支援センター(Ⅱ型)

地域において雇用・就労が困難な在宅での障害者に対して、機能訓練や社会適応訓練等のサービスを実施する事業です。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	箇所数(か所)			

2 任意事業

(1) 日中一時預かりサービス事業

障害者の日中における活動を確保し、家族の介護の負担の軽減を目的とする事業です。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)	0	0	0
	利用時間(時間)	0	0	0

(2) 重度身体障害者訪問入浴サービス事業

入浴に介助を必要とする重度身体障害者を対象に、在宅で入浴サービスを行う事業です。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)	0	0	0
	利用日数(日)	0	0	0

骨子案

各論2 第8期つくば市障害福祉計画 第4期つくば市障害児福祉計画

第2章 福祉サービスの見込み量

3 地域生活支援促進事業

(1) 障害者虐待防止対策支援事業(年間)

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、障害福祉課内に「つくば市障害者虐待防止センター」を設置し、相談または通報の受理、障害者の安全確認及び事実確認を行っています。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画	有無			

(2) 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、重度訪問介護利用者の通学及び学内での身体介助等を支援し、障害者の社会参加を促進します。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)			

(3) 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

企業等に就労する重度障害者が雇用施策による補助金等を活用してもなお就労に支障が残る場合や重度障害者が自営業等として働く場合に必要となる通勤や職場等における障害者への支援を確保し、就労を諦めていた重度障害者等の就労機会の拡大と就労継続をサポートします。

■ 前計画の実績

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)			

第3章 令和11年度(2029年度)における目標値

「第7期つくば市障害福祉計画」「第3期つくば市障害児福祉計画」で成果目標、活動指標を設定した
ものについて評価を行い、令和11年度(2029年度)における目標値を設定しました。

目標1 施設入所者の地域生活への移行

目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標3 地域生活支援の充実

目標4 障害児支援の提供体制の整備等

目標5 相談支援体制の充実・強化等

目標6 障害福祉サービス等の質を向上させる取組みに係る体制の構築

資料編

1 計画策定の経過

日 程	内 容
令和7年（2025年）9月24日 （水）	令和7年度第1回つくば市障害者計画策定懇談会 （1） つくば市障害者計画策定懇談会について （2） 第2期つくば市障害者プランの策定概要及びスケジュールについて （3） 第2期つくば市障害者プランの策定に向けたアンケート・ヒアリング案について
令和7年（2025年）11月	関係団体ヒアリング調査の実施
令和7年（2025年）12月8日 （月） ～令和8年（2026年）1月13日 （火）	障害福祉に関するアンケートの実施
令和8年（2026年）3月26日 （月）	令和7年度第2回つくば市障害者計画策定懇談会 （1） つくば市障害者プランの進捗評価について （2） アンケート・ヒアリング調査報告について
令和8年（2026年）6月29日 （月）	令和8年度第1回つくば市障害者計画策定懇談会 第2期つくば市障害者プランの骨子案について
令和8年（2026年）9月	令和8年度第2回つくば市障害者計画策定懇談会 第2期つくば市障害者プラン改定版の素案について
令和8年（2026年）12月8日 （火） ～令和9年（2027年）1月7日 （木）	パブリックコメントの実施
令和9年（2027年）1月	令和8年度第3回つくば市障害者計画策定懇談会 パブリックコメントの実施結果報告およびつくば市 第2期つくば市障害者プランの最終案について

2 つくば市障害者計画策定懇談会開催要項

(開催)

第1条 市長は、障害者福祉施策に関し必要な検討を行うため、福祉関係や学識経験のある者の参集を求め、つくば市障害者計画策定懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

(検討事項)

第2条 懇談会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 障害福祉施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 障害者計画の策定、進行管理及び評価に関すること。
- (3) 障害福祉計画の策定、進行管理及び評価に関すること。
- (4) 障害児福祉計画の策定、進行管理及び評価に関すること。

(構成)

第3条 懇談会は、市民、福祉関係、学識経験のある者のうちから、市長が選任した者15人以内をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長)

第5条 懇談会に座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、懇談会を代表し会務を総理する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議(以下「会議」という。)は、座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 座長は、会議の開催が困難であると認めるときは、全ての委員に対し書面又は電子メールにより意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

3 つくば市障害者計画策定懇談会委員名簿

(敬称略)

番号	役 職	氏 名	所属等
1	委員	浅 井 知 枝	市民代表（公募）
2	委員	末 森 明 夫	市民代表（公募）
3	委員	根 本 典 子	市民代表（公募）
4	委員	細 島 映 利 奈	市民代表（公募）
5	委員	細 田 忠 博	市民代表（公募）
6	委員	篠 崎 純 一	施設（つくば総合福祉センター）
7	委員	武 田 真 浩	施設（筑峯学園）
8	委員	津 梅 光 子	施設（つくばライフサポートセンター）
9	委員	飯 島 弥 生	つくば市障害者自立支援協議会
10	委員	後 藤 真 紀	つくば市福祉団体等連絡協議会
11	委員	奈 良 部 和 子	つくば市福祉団体等連絡協議会
12	座長	森 地 徹	学識経験者（筑波大学）
13	副座長	磯 田 恭 子	学識経験者（筑波技術大学）
14	委員	菊 地 奈 美 子	茨城県立つくば特別支援学校
15	委員	菅 野 慎 也	つくば市社会福祉協議会

第2次つくば市障害者プラン
第4次つくば市障害者計画
第8期つくば市障害福祉計画・第4期つくば市障害児福祉計画

令和9年(2027年)3月

発行:つくば市 福祉部 障害福祉課

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

電話029-883-1111(代) FAX 029-868-7544

追加資料 主な変更点

現行 P2	骨子案 P 1												
第2節 計画の位置付け 「つくば市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、障害者施策全般に関する基本的方向を定める計画です。 「つくば市障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービス等の見込量及びその提供体制を確保するための方策等を定める計画です。 「つくば市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児支援の見込量及びその提供体制を確保するための方策等を定める計画です。	各計画の根拠法令を表にまとめました。 第2節 計画の位置付け (1) 根拠法令 本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として、それぞれ策定するものです。本市では、これらの計画の調和を保つため、「第2期つくば市障害者プラン」として一体的に策定します。 <table><tr><th>計画名</th><th>根拠法令</th><th>概要</th></tr><tr><td>第4次 つくば市障害者計画</td><td>障害者基本法 第11条第3項</td><td>障害者施策全般に関する基本的方向を定める計画</td></tr><tr><td>第8期 つくば市障害福祉計画</td><td>障害者総合支援法 第88条第1項</td><td>障害福祉サービス等の見込量及びその提供体制を確保するための方策等を定める計画</td></tr><tr><td>第4期 つくば市障害児福祉計画</td><td>児童福祉法 第33条の20</td><td>障害児支援の見込量及びその提供体制を確保するための方策等を定める計画</td></tr></table>	計画名	根拠法令	概要	第4次 つくば市障害者計画	障害者基本法 第11条第3項	障害者施策全般に関する基本的方向を定める計画	第8期 つくば市障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条第1項	障害福祉サービス等の見込量及びその提供体制を確保するための方策等を定める計画	第4期 つくば市障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	障害児支援の見込量及びその提供体制を確保するための方策等を定める計画
計画名	根拠法令	概要											
第4次 つくば市障害者計画	障害者基本法 第11条第3項	障害者施策全般に関する基本的方向を定める計画											
第8期 つくば市障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条第1項	障害福祉サービス等の見込量及びその提供体制を確保するための方策等を定める計画											
第4期 つくば市障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	障害児支援の見込量及びその提供体制を確保するための方策等を定める計画											

追加資料 主な変更点

現行 記載なし	骨子案 P2
	SDGsとの関係について追加しました。 (3) SDGsとの関係 「誰一人取り残さない」という包摂的な世界の実現を目指す、持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)の理念を踏まえて計画を策定していきます。  The image displays eight Sustainable Development Goals (SDGs) icons arranged in two rows. The first row contains five icons: 1. Poverty (red background, white icon of a family), 3. Good Health and Well-being (green background, white icon of a heart and pulse line), 4. Quality Education (red background, white icon of an open book and pencil), 5. Gender Equality (red background, white icon of a female symbol with an equals sign), and 8. Decent Work and Economic Growth (dark red background, white icon of a bar chart with an upward arrow). The second row contains three icons: 10. Reduced Inequalities (pink background, white icon of four arrows pointing outwards), 11. Sustainable Cities and Communities (orange background, white icon of buildings), and 16. Peace, Justice and Strong Institutions (blue background, white icon of a dove and a gavel).

追加資料 主な変更点

現行 P4	骨子案 P5						
■ 障害福祉に関するアンケート調査・障害者関係団体へのヒアリング調査 障害者の生活や障害福祉サービス等に関するご意見を伺うための調査です。 P18～35にアンケート結果の概要 P36～39にヒアリング調査結果の概要	アンケート、ヒアリングの調査概要を追加し、調査結果については別途つくば市ホームページに掲載した上で、URL及びQRコードを計画上に記載します。 ■ 障害福祉に関するアンケート調査の実施 障害者の心身の状況・置かれている環境、今後の意向等を把握し、本計画の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。 ○調査概要 対 象 者 市内にお住まいの障害者手帳をお持ちの人、難病患者福祉金を受給している人の中から、無作為に抽出された2,300人 調査方法 郵送により調査票を配布 調査票の返送か、いばらき電子申請サービスでの回答により回収 調査期間 令和7年(2025年)12月8日(月)～令和8年(2026年)1月13日(火) 回収状況 <table><tr><th>調査対象者数(A)</th><th>有効回答者数(B)</th><th>有効回答率(B÷A)</th></tr><tr><td>2,300人</td><td>820人</td><td>35.7%</td></tr></table> 調査結果 ヒアリング調査結果とともに、つくば市ホームページに掲載しています。 以下のURL又はQRコード	調査対象者数(A)	有効回答者数(B)	有効回答率(B÷A)	2,300人	820人	35.7%
調査対象者数(A)	有効回答者数(B)	有効回答率(B÷A)					
2,300人	820人	35.7%					

追加資料 主な変更点

現行 P4	骨子案 P5												
	■ ヒアリング調査の実施 障害者関係団体の皆様から、活動の状況や今後の意向等のご意見をお聞きし、本計画の基礎資料とするため、ヒアリング調査を実施しました。 ○調査概要 対 象 者 市内の障害者相談支援事業所、障害関係団体等 調査方法 調査票をメール送付し、対象者から回答を回収するとともに、希望者には対面又は web 会議での聞き取りを行う。 調査期間 令和7年(2025年)11月～12月 回収状況<table><tr><th></th><th>障害者相談支援事業所</th><th>障害者関連団体等</th></tr><tr><td>対象者数</td><td>34</td><td>16</td></tr><tr><td>回答者数</td><td>12</td><td>11</td></tr><tr><td>ヒアリング実施数</td><td>1</td><td>5</td></tr></table>		障害者相談支援事業所	障害者関連団体等	対象者数	34	16	回答者数	12	11	ヒアリング実施数	1	5
	障害者相談支援事業所	障害者関連団体等											
対象者数	34	16											
回答者数	12	11											
ヒアリング実施数	1	5											

追加資料 主な変更点

現行 P4	骨子案 P5
■ 計画素案に対するパブリックコメント 計画案を市のホームページ等で一定期間公開し、計画及び計画に盛り込まれる施策について、市民からの意見を広く募集し、計画への反映を図るための手続きです。	パブリックコメントの実施期間を追加しました。 ■ 計画素案に対するパブリックコメント 計画案を市のホームページ等で一定期間公開し、計画及び計画に盛り込まれる施策について、市民からの意見を広く募集し、計画への反映を図るための手続きです。 実施期間:令和8年(2026年)12月8日(火)～令和9年(2027年)1月7日(木)

追加資料 主な変更点

現行 P5	骨子案 P22
第6節 計画の基本理念 つくば市では、令和元年度(2019年度)末に策定した「つくば市未来構想・第2期つくば市戦略プラン」において、4つの「目指すまちの姿」と17の「2030年の未来像」を掲げています。これらを踏まえ、本計画では、障害のある人・ない人、全ての市民が安心して生涯をいきいきと暮らすことができる社会をめざし、基本理念を以下のとおり定めます。 基本理念 障害の有無にかかわらず、 安心して自立した生活を送ることができる 共生社会	計画の基本理念を、計画の体系と関連付けるため、「各論1 第1章 計画の基本的な考え方」へ移動しました。 各論1 第4次つくば市障害者計画 第1章 計画の基本的な考え方 第1章 計画の基本的な考え方 第1節 計画の基本理念 つくば市では、「つくば市未来構想」及び「第3期つくば市戦略プラン」において、4つの「目指すまちの姿」と17の「2030年の未来像」を掲げています。これらを踏まえ、本計画では、障害のある人・ない人、全ての市民が安心して生涯をいきいきと暮らすことができる社会をめざし、基本理念を以下のとおり定めます。 基本理念 障害の有無にかかわらず、 安心して自立した生活を送ることができる 共生社会

追加資料 主な変更点

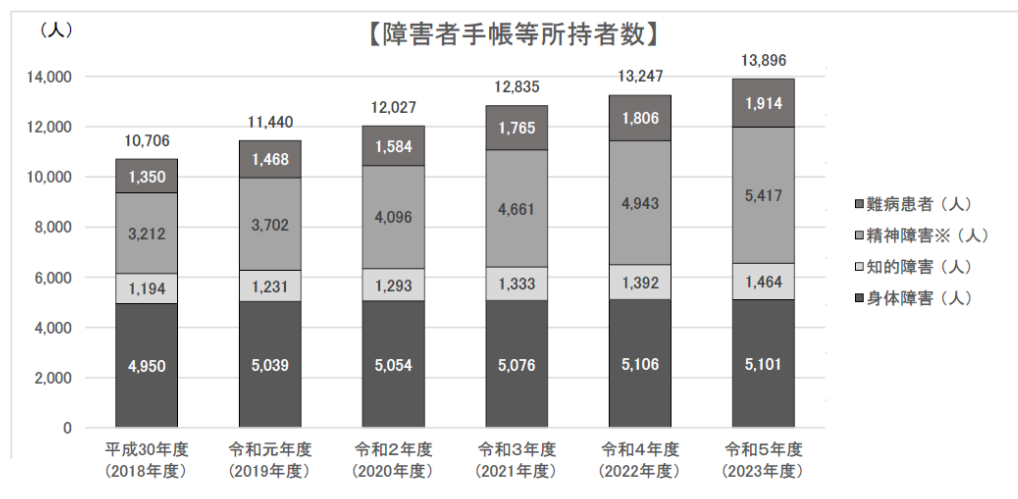
現行 P5、P40～44	骨子案 P6
P5 第1章 第7節 計画の推進 P40～44 第2章 第7節 第3次つくば市障害者計画の中間評価	「第1章 第6節 計画の推進体制」に統合しました。

追加資料 主な変更点

現行 P6

2 障害者手帳等所持者の推移

本市の障害者手帳所持者数は年々増加しています。平成30年度(2018年度)では合計10,706人でしたが、令和5年度(2023年度)では13,896人となっています。



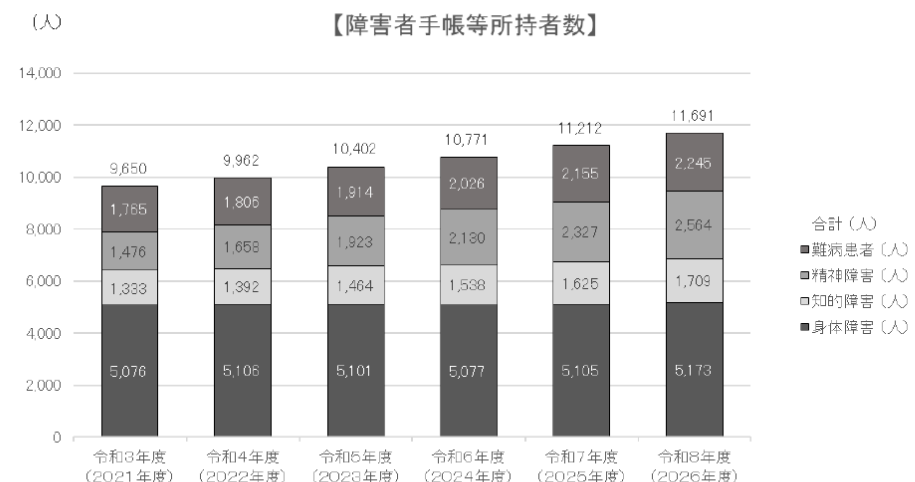
※各年度4月1日時点、精神障害には自立支援医療(精神通院医療)受給者を含まず

骨子案 P10

精神障害について、自立支援医療(精神通院医療)受給者を含めずに集計しました。

2 障害者手帳等所持者の推移

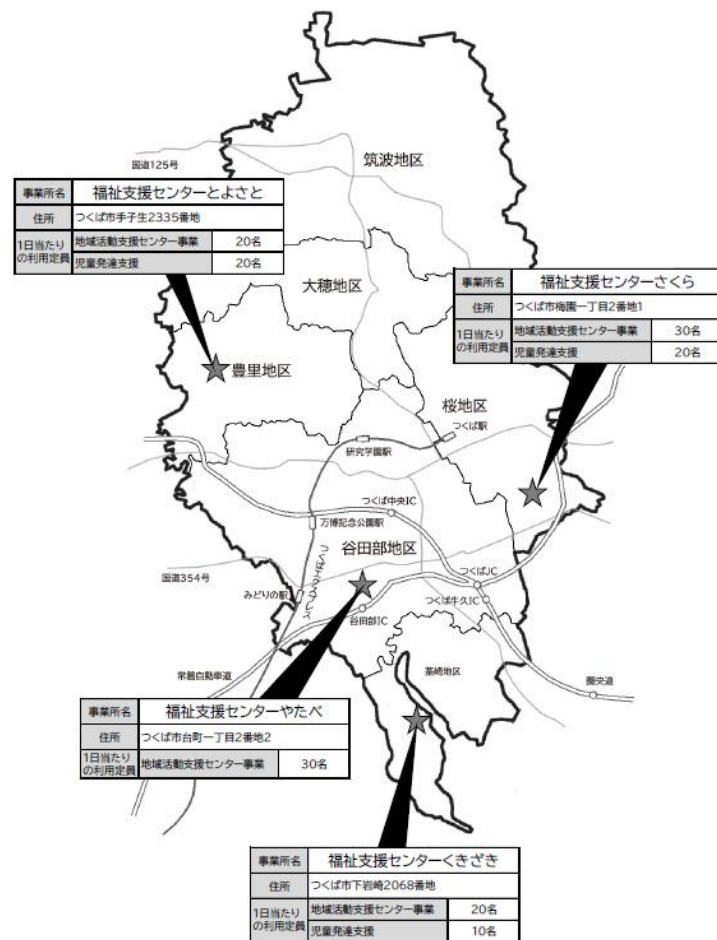
本市の障害者手帳所持者数は年々増加しています。令和3年度(2021年度)では合計9,650人でしたが、令和8年度(2026年度)では11,691人となっています。



※各年度4月1日時点

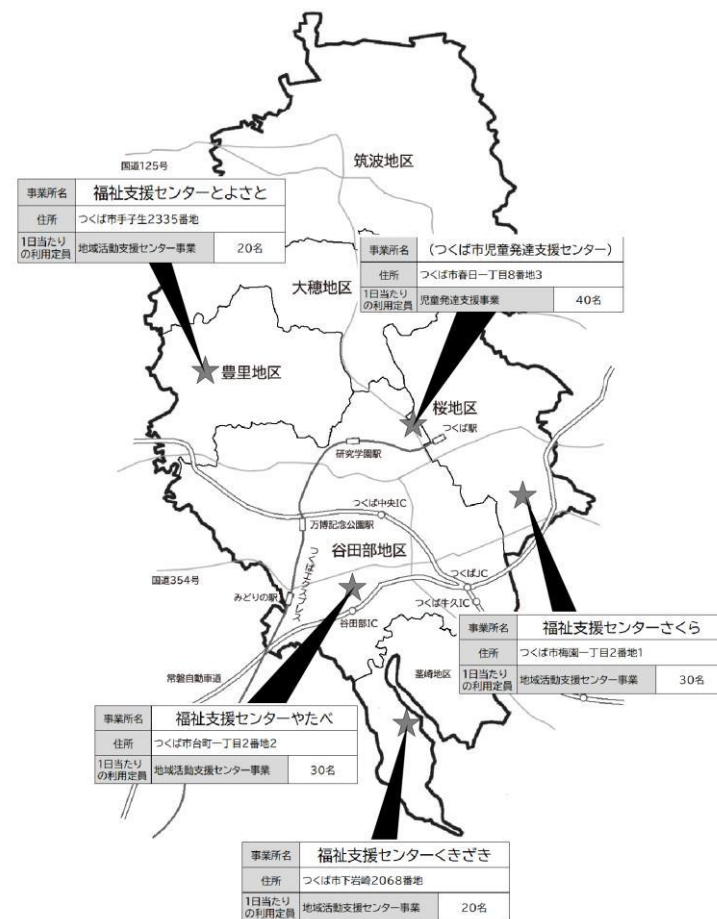
追加資料 主な変更点

現行 P17



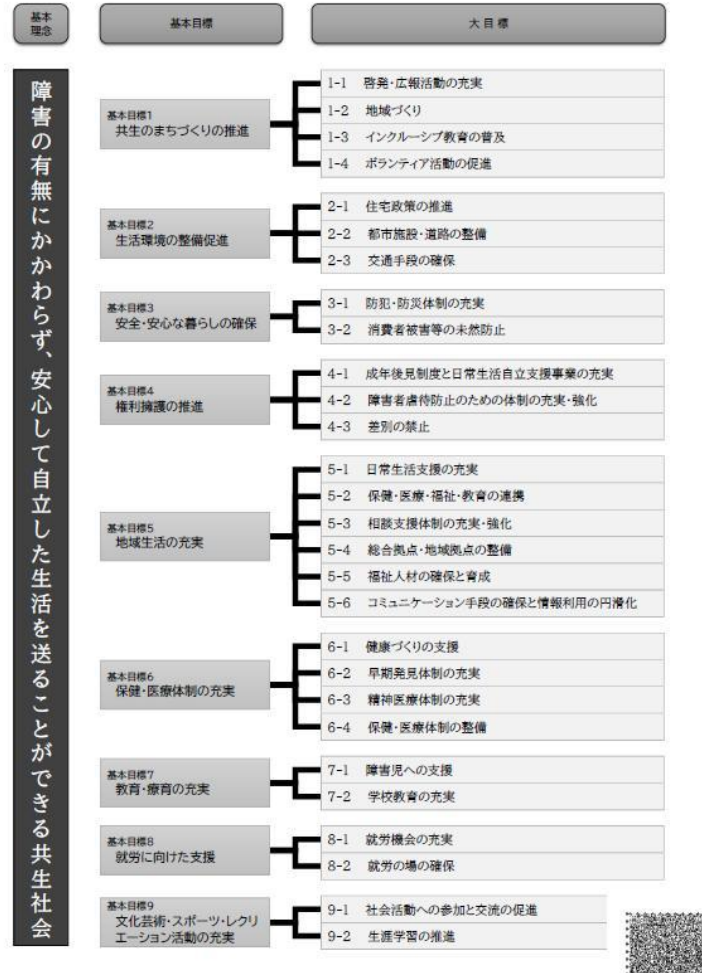
骨子案 P21

新設の児童発達支援センター(名称未定)を追加しました。



追加資料 主な変更点

現行 P47



骨子案 P23



追加資料 主な変更点

現行 P48～71

骨子案 P24～42

第2章 施策の展開

基本目標1 共生のまちづくりの推進

「障害者福祉に関するアンケート調査」では、嫌な思いをしたり差別を感じることにについて、「いつも感じる」または「たまに感じる」との回答が、知的障害者、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者で半数を超えています。

健康な生活を送ってきた方でも、高齢化や傷病、精神的な負荷などによって日常生活や社会生活に制約を受ける状態となり、これは障害者基本法による「障害者」の定義と重なります。

障害を特別なものと捉えることなく、障害のある人もない人も、子どもからお年寄りまで、様々な人が様々なに繋がり、ともに生きることがあたりまえの共生のまちをつくることは全ての人にとって重要です。

障害についての理解を深めるための啓発活動や福祉教育を推進し、障害者が感じる差別が解消されるよう努めるとともに、地域の中で人と人との繋がる仕組みや地域を支えるボランティア活動の促進を図ります。

1-1 啓発・広報活動の充実

事業概要	担当課
1 市民への啓発活動 障害の特性に対する理解と認識を深めるため、各種障害福祉に関連した講演会等のイベント情報を発信することにより、啓発・広報活動に努めていきます。	障害者地域支援室 社会福祉協議会
2 市広報紙の活用 市広報紙への掲載を通して、障害者に対する情報提供に努めていきます。	障害福祉課
3 ホームページの活用 市ホームページ及び市公式 SNS 等を活用し、市民に対する正確・丁寧・迅速な情報提供を図ります。	広報戦略課 障害福祉課
4 障害者週間を通じた啓発・広報活動 障害者週間(12月3日～9日)を通して、市民全ての人々が障害に対する理解と認識を深めるための啓発・広報活動に努めていきます。	障害者地域支援室

第2章 施策の展開

基本目標1 権利擁護の推進・障害理解の促進

すべての市民の障害等に対する理解を促進し、社会的障壁等の解消に取り組みます。

【現状・課題】

- 令和6年(2024年)4月に、「改正障害者差別解消法」が施行され、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されました。共生社会の実現のためには、障害や障害者であることを理由とした虐待・差別をなくすことはもちろん、障害等に起因する社会的障壁を解消していく必要があります。
- 障害等により一人で意思決定をすることが難しい人の権利を守るための「成年後見制度」については、より利用しやすい制度にする等の観点から、令和8年(2026年)6月に民法の改正が行われました。
- つくば市では、ホームページ等を活用して周知・啓発活動に取り組んできましたが、アンケート調査では、令和4年度に実施した調査(以下、「前回調査」という。)と比較して、関連法律等について「名前を聞いたことはないし、内容も知らない」と回答した人の割合が増えています。
- 差別の解消のためには、障害や障害者に対する正しい理解が必要です。ヒアリング調査では、「障害について、また、障害者にとって必要なケアについての、継続的な周知活動が必要」「障害理解と交流は全体として着実に進んでいるが、一人ひとりへの適切な理解にはまだ届いていない」等の意見がありました。

回答者数
今回 前回
820 982

Q.あなたは障害者差別防止法を知っていますか。

	内容などよく知っている			詳しくは分からないが、概要は知っている			名前を聞いたことがある程度			名前を聞いたことはないし、内容も知らない			無回答		
	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比
障害者(人)	36	38	-2	181	198	-17	297	360	-63	285	326	-41	21	60	-39
回答率	4.4%	3.9%	0.5	22.1%	20.2%	1.9	36.2%	36.7%	-0.5	34.8%	32.2%	1.6	2.6%	6.1%	-3.5

Q.あなたは障害者差別解消法を知っていますか。

内容などよく知っている			詳しくは分からないが、概要は知っている			名前を聞いたことがある程度			名前を聞いたことはないし、内容も知らない			無回答			
今回	前回	前回比	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比	
回答者(人)	34	43	-9	143	155	-12	219	263	-44	402	454	-52	22	67	-45
回答率	4.1%	4.4%	-0.3	17.4%	15.8%	1.6	26.7%	26.8%	-0.1	49.0%	46.2%	2.8	2.7%	6.8%	-4.1

Q.あなたは成年後見制度を知っていますか。

内容などよく知っている			詳しくは分からないが、概要は知っている			名前を聞いたことがある程度			名前を聞いたことはないし、内容も知らない			無回答			
今回	前回	前回比	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比	
障害者(人)	78	90	-12	243	314	-71	255	284	-29	227	229	-2	17	65	-48
回答率	9.5%	9.2%	0.3	29.6%	32.0%	-2.4	31.1%	28.9%	2.2	27.7%	23.3%	4.4	2.1%	6.6%	-4.5

Q.あなたは、障害があることではないや思いをしたり、差別を感じたことがありますか。

	いつも感じる			たまに感じる			ほとんど感じることはない			わからない			無回答		
	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比	今回	前回	前回比
障害者(人)	69	105	-36	247	316	-69	341	387	-46	136	126	10	27	48	-21
回答率	8.4%	10.7%	-2.3	30.1%	32.2%	-2.1	41.6%	39.4%	2.2	16.6%	12.8%	3.8	3.3%	4.9%	-1.6

追加資料 主な変更点

現行 P48～71

骨子案 P24～42

施策の方向性

1-1 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実

障害等により意思決定や判断を一人ですることが難しい方が地域で生活していくうえで、不当に権利を侵害されることがないように、必要な支援を行います。

No.	事業名	概要
1		
2		

1-2 障害者虐待防止のための体制の充実・強化

障害や障害者であることによる虐待を防止するため、通報を受けた際に速やかに対応できる体制の整備や啓発活動を行います。

No.	事業名	概要

1-3 差別の解消

障害や障害者であることによる差別や、障害を起因とした社会的障壁の解消に取り組みます。

No.	事業名	概要

追加資料 フォント案

① UD デジタル 教科書体 N

基本目標Ⅰ 権利擁護の推進・障害理解の促進

すべての市民の障害等に対する理解を促進し、社会的障壁等の解消に取り組みます。

【現状・課題】

- 令和6年（2024年）4月に、「改正障害者差別解消法」が施行され、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されました。共生社会の実現のためには、障害や障害者であることを理由とした虐待・差別をなくすことはもちろん、障害等に起因する社会的障壁を解消していく必要があります。
- 障害等により一人で意思決定をすることが難しい人の権利を守るための「成年後見制度」については、より利用しやすい制度にする等の観点から、令和8年（2026年）6月に民法の改正が行われました。
- つくば市では、ホームページ等を活用して周知・啓発活動に取り組んできましたが、アンケート調査では、令和4年度に実施した調査（以下、「前回調査」という。）と比較して、関連法律等について「名前を聞いたことはない、内容も知らない」と回答した人の割合が増えています。
- 差別の解消のためには、障害や障害者に対する正しい理解が必要です。ヒアリング調査では、「障害について、また、障害者にとって必要なケアについての、継続的な周知活動が必要」「障害理解と交流は全体として着実に進んでいるが、一人ひとりへの適切な理解にはまだ届いていない」等の意見がありました。

施策の方向性

1-1 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実

障害等により意思決定や判断を一人ですることが難しい方が地域で生活していくうえで、不当に権利を侵害されることがないよう、必要な支援を行います。

No.	事業名	概要
1		
2		

② BIZ UDP 明朝 Medium

基本目標Ⅰ 権利擁護の推進・障害理解の促進

すべての市民の障害等に対する理解を促進し、社会的障壁等の解消に取り組みます。

【現状・課題】

- 令和6年（2024年）4月に、「改正障害者差別解消法」が施行され、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されました。共生社会の実現のためには、障害や障害者であることを理由とした虐待・差別をなくすことはもちろん、障害等に起因する社会的障壁を解消していく必要があります。
- 障害等により一人で意思決定をすることが難しい人の権利を守るための「成年後見制度」については、より利用しやすい制度にする等の観点から、令和8年（2026年）6月に民法の改正が行われました。
- つくば市では、ホームページ等を活用して周知・啓発活動に取り組んできましたが、アンケート調査では、令和4年度に実施した調査（以下、「前回調査」という。）と比較して、関連法律等について「名前を聞いたことはない、内容も知らない」と回答した人の割合が増えています。
- 差別の解消のためには、障害や障害者に対する正しい理解が必要です。ヒアリング調査では、「障害について、また、障害者にとって必要なケアについての、継続的な周知活動が必要」「障害理解と交流は全体として着実に進んでいるが、一人ひとりへの適切な理解にはまだ届いていない」等の意見がありました。

施策の方向性

1-1 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実

障害等により意思決定や判断を一人ですることが難しい方が地域で生活していくうえで、不当に権利を侵害されることがないよう、必要な支援を行います。

No.	事業名	概要
1		
2		

③ BIZ UDP ゴシック

基本目標 1 権利擁護の推進・障害理解の促進

すべての市民の障害等に対する理解を促進し、社会的障壁等の解消に取り組みます。

【現状・課題】

- 令和6年(2024年)4月に、「改正障害者差別解消法」が施行され、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されました。共生社会の実現のためには、障害や障害者であることを理由とした虐待・差別をなくすことはもちろん、障害等に起因する社会的障壁を解消していく必要があります。
- 障害等により一人で意思決定をすることが難しい人の権利を守るための「成年後見制度」については、より利用しやすい制度にする等の観点から、令和8年(2026年)6月に民法の改正が行われました。
- つくば市では、ホームページ等を活用して周知・啓発活動に取り組んできましたが、アンケート調査では、令和4年度に実施した調査(以下、「前回調査」という。)と比較して、関連法律等について「名前を聞いたことはないし、内容も知らない」と回答した人の割合が増えています。
- 差別の解消のためには、障害や障害者に対する正しい理解が必要です。ヒアリング調査では、「障害について、また、障害者にとって必要なケアについての、継続的な周知活動が必要」「障害理解と交流は全体として着実に進んでいるが、一人ひとりへの適切な理解にはまだ届いていない」等の意見がありました。

施策の方向性

1-1 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実

障害等により意思決定や判断を一人ですることが難しい方が地域で生活していくうえで、不当に権利を侵害されることがないように、必要な支援を行います。

No.	事業名	概要
1		
2		

事務局案 (① + ③)

基本目標 1 権利擁護の推進・障害理解の促進

すべての市民の障害等に対する理解を促進し、社会的障壁等の解消に取り組みます。

【現状・課題】

- 令和6年(2024年)4月に、「改正障害者差別解消法」が施行され、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されました。共生社会の実現のためには、障害や障害者であることを理由とした虐待・差別をなくすことはもちろん、障害等に起因する社会的障壁を解消していく必要があります。
- 障害等により一人で意思決定をすることが難しい人の権利を守るための「成年後見制度」については、より利用しやすい制度にする等の観点から、令和8年(2026年)6月に民法の改正が行われました。
- つくば市では、ホームページ等を活用して周知・啓発活動に取り組んできましたが、アンケート調査では、令和4年度に実施した調査(以下、「前回調査」という。)と比較して、関連法律等について「名前を聞いたことはないし、内容も知らない」と回答した人の割合が増えています。
- 差別の解消のためには、障害や障害者に対する正しい理解が必要です。ヒアリング調査では、「障害について、また、障害者にとって必要なケアについての、継続的な周知活動が必要」「障害理解と交流は全体として着実に進んでいるが、一人ひとりへの適切な理解にはまだ届いていない」等の意見がありました。

施策の方向性

1-1 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実

障害等により意思決定や判断を一人ですることが難しい方が地域で生活していくうえで、不当に権利を侵害されることがないように、必要な支援を行います。

No.	事業名	概要
1		
2		

事務局名簿

福祉部

部長 根本 祥代

次長 日下 永一

障害福祉課

課長 岡田 治美

課長補佐 中村 央子

統括医療技士 倉持 博子

総合支援係長 海老原 恵梨子

福祉サービス係長 松島 恵理

福祉連携係長 松本 和香

福祉サービス係主任 角野 実沙子

近藤 秀将

障害者地域支援室

室長 飯田 強